午前１０時３０分開会

〇池田委員長　おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。健康推進課長が私用のため欠席です。

本日の日程をご覧ください。陳情審査が１件、報告事項は、子ども部が５件、保健福祉部が２件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇池田委員長　はい。それでは、日程の１、陳情審査に入ります。

１１月１７日の議会運営委員会にて文教福祉委員会に新たに１件の陳情が送付されました。送付７－３７、「学びの多様化」を推進する教育拠点の設置を求める陳情について審査したいと思います。

陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

〇上原指導課長　それでは、本陳情に関する情報提供を行います。

本区の不登校対策といたしましては、校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルーム、あと教育支援センター、はくちょう教室です。あとバーチャル・ラーニング・プラットフォーム、それと、フリースクール等民間施設等との連携の四つの柱を中心に、文科省が言っていますＣＯＣＯＬＯプランに基づきまして、不登校児童・生徒の学びの場としての環境整備を着実に進めているところです。そのほかにも、教科等の特性に応じましてオンラインで授業に参加できるようＩＣＴ環境の整備も進んでおり、既にニーズに応じた対応を実施しているところでございます。

これらの不登校対策の成果が上がっておりまして、不登校児童・生徒数ですが、令和５年度の９９名から令和６年度では８９名と減少し、令和７年度１０月末の時点ですが、５９名とさらに減少している傾向にございます。

また、令和８年度の取組といたしましては、オンデマンドで授業を振り返ることができるよう、学校の先生方の協力を得ながら、授業の解説動画を作成することも検討しております。さらにですけども、４月より神田一橋中学校に不登校対応校内分教室を開設しまして、ゆとりのある生活時程や時間割、少人数や個別での学びの実現など、柔軟な対応と支援を行ってまいります。

このように新たな取組にも着手しておりまして、これまで以上の学びの多様化を支える環境を整備しているところでございます。

本件に関わる情報提供は以上でございます。

〇池田委員長　はい。それでは、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項がありましたらお願いいたします。

〇牛尾委員　区として不登校対策に取り組んで成果も出ているという報告を受けました。この陳情者の方の思いとは方向は一緒だなと思うんですけれども、この陳情者の方が文の中でも示している、例えば御成門学園の中学校では東京みらい中学、こうした不登校の方が通うんでしょうけれど、多様な学びの学校、教室、こういう設置を求めていらっしゃるという点では、先ほどの一橋中学校で分教室を開設するとありましたけれど、大体この陳情者の方が思うような教室がこの一橋の中学校の教室ということでよろしいんですか。

〇上原指導課長　おっしゃっている学びの多様化学校と、今回、不登校対応校内分教室というのは制度上別物なんですけど、中身としてはほぼ似たような形のものを考えて実施する予定でございます。
〇牛尾委員　なるほど。いわゆる一橋中のその分教室というのは、当然不登校の方が通うと思うんですけれども、その中で、自分の例えば得意分野とか、そうしたことを中心に学べるとか、そうしたことも可能だということなんですか。
〇上原指導課長　ある程度のカリキュラムのほうは組ませていただきますが、その中でやはり子どもたちの興味・関心に基づいた学習というのがしっかり進められるように、またその子どもたちのニーズに応じた学びができるようにという個別の支援だとか、そういった対応を取るように、柔軟な対応ですね、ある意味。そういった形を取らせていただこうというふうに思っております。
〇牛尾委員　あといま一つ、陳情者の方が千代田区の特性を生かした都心教育モデルの構築ということで、大学、専門学校や官公庁、企業などの資源がある。これを生かすべきじゃないかというような趣旨を書いていらっしゃるんですけれども、そうした点については区としては何か考えがあるんですか。
〇加藤教育政策担当課長　今、当課のほうで考えております産官学連携事業といったところで、千代田区の様々な業態の方々、また団体の方々と教育現場を結びつけるというような事業をやっております。それ以外にも各校それぞれそうした取組を進めておりますので、そういうところの推進というのは、今現在、これからも充実した形でやっていきたいと思っております。
〇牛尾委員　あと最後、この結びのところで、例えば永田町小学校なんかがあるじゃないかということも書いてあります。未利用地をどうするかというのは全庁的な問題だと思うんですけれども、例えば、こうした施設とか、あるいはまた別につくってほしいというようなニーズが広がった場合、既存で使っていないところとか、あと空いている区有地とかの活用というのも視野に入れるという、ニーズがあった場合よ、そこはいかがですかね。
〇加藤子ども総務課長　こちらについて、今現在、我々として様々なニーズというのは当然あろうと思っております。これから今回の区長の招集挨拶にもありましたとおり、中高生の居場所づくりであったり、そういったものについて当然取り組んでいきたいと思っていますし、そうしたニーズというのはあろうかとは思いますが、現時点でじゃあここの場所でといったところについては検討してございません。
〇池田委員長　白川委員。
〇白川委員　一般質問でちょっと触れましたアベセダリアン・プロジェクトという早期教育の研究で、学校に入る前に質の高い教育を受けた子というのは不登校になりにくいというデータもありまして、それ、ちょっと掘り起こして、ほかにも研究、不登校とその早期教育の関係、幾つか――幾つかというか膨大にあるんですけれども、それを見ると、要するに早くから保育で預けているから、それに慣れて学校も大丈夫という考え方ではないようで、保育期間が長いほど不登校が多いという別のデータもあるんですね。要するに学校に入る前に質の高い教育をきちっとやっていれば不登校は減るけれども、ただ預かっているという状態だとむしろ増やしてしまうという、どうもこの不登校の数、不登校というのは別に悪とか善とかという話じゃなくて、個性ではあると思うので、教育の多様化に反対

しているとか賛成しているとか、そういう話ではないんですが、その数が増えていくというのは、どうも就学前のほうにポイントがあるだろうというふうにもうデータで分かっているんですね。ですから、確かに不登校の子に対処するというのは非常に大事なんですが、どうやって減らすかというと、やっぱその前にポイントがあるので、ぜひその辺も今後は考えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。
〇上原指導課長　就学前のところでもしっかりした遊びと学びというところで就学前プログラムと、また今、架け橋期カリキュラムというところも作成しているところで、しっかりした接続ですね。幼保小接続という視点で遊びをしっかり学びにというところのつなぎをしっかりやっていきたいと思っております。当然、就学前の教育というところにも重点は置いていくところは変わりございません。
〇白川委員　ありがとうございます。一つこれはちょっと持論というか、自分の単なる推測なんですけれども、恐らく小さいときにもういろんな人たちに声をかけられるとか、コミュニケーションをたくさん取った子ほど不登校が少ないんではなかろうかと、ちょっといろんな論文読んでいて感じたんですね。実際に保育の現場というのは、語りかけとか話しかけとか読み聞かせというのは、結構時間は取ってあるものなんでしょうか。
〇上原指導課長　ありがとうございます。まさに語りかけ、いわゆる環境として言語という環境、言葉ですね、環境がございまして、そちらを大変重要視しています。保育士の関わりだとか、またそれ以外の大人の関わり、また子ども同士の関わりというところで、語りかけだとか読み聞かせもそうですね。そういった活動というのは工夫してそれぞれの園で行っているというふうに存じております。
〇池田委員長　小枝委員。
〇小枝委員　現状のところで不登校が減っていますということで、いろいろ対応が細やかになされてきているということは理解をしますが、もうちょっとお伺いしたいのは、ここのところ全国的にということもあるんでしょうけれども不登校が増えている。それで文科省としては、それを否定的に捉えるのではなく、その子に合った居場所をつくってあげましょうというような方針立てになって、今それがＣＯＣＯＬＯプランということなんだなということなんですけれども、千代田区の場合は、例えばオンライン授業でしたっけ、ということは認めているのか。それから、何ですか、千葉県が始めたアバター、県なのかもしれませんけれども、ああいうのは何ていうんですかね、ああいったものも視野に入っているのか、ちょっとその辺の現状を教えていただきたいと思います。
〇上原指導課長　オンラインの授業につきましては、コロナ禍から既に各校に通知しておりまして、教科の特性等に応じて、また子どもたちのニーズに応じて対応できるような環境も整っております。その辺りは今現在も実際に実施している学校というのも複数ございますのでそちらの対応はできます。また、アバターを利用したというところで、先ほどの話でバーチャル・ラーニング・プラットフォーム、こちらまだまだこれから改良が必要な部分はあるんですけれども、こちらで学びの場というところでも少し改良しながらアバターを使用したそういう場として提供は今現在しているところでございます。
〇小枝委員　なかなか現在のＰＴＡじゃないとついていけないところもあるんですけれども、オンラインのほうに関しては、たしかオンライン教材をやると出席扱いになるであるとか、そうした対応も広がっているというふうに聞くんですけれども、実際それは千代田

区では取り組まれているんですか。
○上原指導課長　以前文科省のほうから通知がございましたが、実際にオンライン授業に参加してしっかり評価ができるようなものだとか、評価資料がそろうものだとか、また定期的に実際に学校とその子が面談して、どれぐらいの学習が進捗できているかなという、そういったもの等々を確認して、これ学校長の判断になるところなんですけども、出席の扱いとしているというところも聞いてございます。
○小枝委員　多様化の場所を要さない部分については、何となくイメージできてきました。で、ＣＯＣＯＬＯプランを構成する三つの柱というのを読んでみたんですけれども、教育支援センターの設置促進ということで、特例校等、何か全国に３００ぐらいみたいな目標値があって、それから、端末を活用したというのが今のあれですかね、小さなＳＯＳを見逃さず「チーム学校」で支援する仕組みということ。三つ目が、校内教育支援センターということですね。学校風土の「見える化」を通し、学校を「みんなが安心して学べる場所」にするというようなことで、そうした三つの柱というところで照合していったときに、類似のことはやっていますということだったんですけれども、ちょっと言葉が同じように表現されていないので、もしできればそこのつながりのイメージというところでも見える化というのと、特例校というのと、連携というのと、何ですか、フリースクール、何か体系の中で、どの千代田区のはくちょう教室がどことか、何とかがどことか、そういうカテゴライズがちょっとあるともう少し標準になってくるんですけども、ご説明いただけますか。
○上原指導課長　まず、特例校として全国に３００校程度設置したいという文科省の狙いがあって、東京都のほうとしては、確かに学びの多様化学校としてそういうふうに特例校を設置するというところはもう考えがあるようなんですけど、先ほどお話ししました来年度から取り組む神田一橋中学校の不登校対応校内分教室にも、これ東京都の取組なんですが、ここに代わる取組として一つ事業として挙がっておりますので、そちらで行ってまいります。それと、校内教育支援センターですね。いわゆるスペシャルサポートルームです。まだまだ運用の課題とかというお話も伺っているところですが、本年度で２年目になりましたので、ある程度の活用の幅がしっかりできているところです。そのスペシャルサポートルームというところでは、校内教育支援センターの設置が全校で既にできているところです。教育支援センターにつきましても、いわゆるはくちょう教室です。新しい環境で多くの子がその中で生活しているような部分もできております。そういった見える化というところ、学校の実際に取り組んでいることの見える化というところも大変大事な視点で、これは継続的に行っていくところですので、やっていくところと、あと先ほどお話ししましたＩＣＴを活用した部分というところも一つ入っています。いわゆるＣＯＣＯＬＯプランで幾つか施策として、取組として重点で出しているところについては、今お話ししたように本区のほうでもそれぞれ位置づけて取り組んでいるところです。ちょっと説明として重なっている部分がないかもしれないんですけども、ＣＯＣＯＬＯプランに合わせた取組というのを今現在行っているところでございます。
○小枝委員　そうしますと、一つはもしこれが可能であれば、ＣＯＣＯＬＯプランという体系自体が私も初めて、すみません、ここで知ったので検索をかけたというようなことで不勉強なんですけども、皆さんはもしかしたらもうご存じなのかもしれないんですけど、若干その体系との整合性みたいなものを、千代田区が今もうあらゆるいろんなことをやっ

ているものが、ここの例えば陳情書には御成門中学校の分教室がありますよということが書かれているけれども、それと同様のものが今度は一橋中学校にできるんですとか、その辺の体系の少し整理整頓みたいなのがされた中で、保護者のニーズなり子どもたちのニーズとの現在地、それから未来というものが見えてくるといいのかなというふうに思って、若干資料要求的なものも含んでおりますが、そういった情報として紙ベースで整理された情報が出てくると私としてはありがたいというふうに思います。
〇上原指導課長　現在、年度初めに不登校対策のリーフレットを保護者向けに配付しているのと、今、区のホームページにも出させていただいているんですが、今お話しいただいたように、どこにどうつながっているかとか、施策として取組としてはどういった、何だろう、成果だとか、こういったことがありますよというところはもう少し詳しく書かれたようなリーフレットを作成して、また来年度、次年度も年度当初に保護者の方とかにお配りしたいと思っていますので、いま一度ちょっとお時間を頂きながら、しっかり周知できるようなリーフレット作成等、進めてまいりたいというふうに思います。
〇小枝委員　それを私どものほうとも共有を頂きたいということなんですね。はくちょう教室なんていうのはもう何十年聞いているお名前なんですけれども、恐らく当初は、私は校長先生たちが不登校の子ども１０人ぐらい預かっているところというイメージだったんですけど、今は何か変わってきているかもしれないなとも思っているんですね、ちょっと見に行っていないので分からないんですけども、どういう時代に応じて名称と内容が変わってきていることなども、現在地を整理していただくと一つ未来が見えてくるんじゃないかということと、あと、教育においては全くこれで足りるということは多分ないんだろうというところで、個別対応が物すごくたくさんあることも承知しております。一方で、受皿があれば個別対応がもう少し楽になるであろうという部分も感じております。その辺のところが保護者なり子どもたちのニーズを把握されているのか、行政はこれで事足りれるといったところで、現場はどうなのかというところの、そうしたエビデンスというんですか、どういうニーズ把握をされているのかというところの分かるものがあったら、それもお示しを頂きたいということなんです。
〇上原指導課長　いま一度ちょっと整理は必要かと思いますが、はくちょう教室等、現在場所も変わりまして、非常に多くの子どもたちが登録して活用しているところと、その中で、実はこれまで好きに過ごしていたところも少し中学生も多くなっていますので、やっぱり受験に関連して、進学に関連して学びというところの場を提供する。いわゆる適応指導員も元教員を配置して、少し学習のほうも見られるような体制も整えたりとか、そういったところも行っているところです。また、それぞれニーズというところ、各学校等での中での聞き取り等で把握しているところもありますけれども、今後そういった先ほどからお話ししているいろんな多様な場がありますので、その中でもニーズをしっかり拾っていくような体制というのは大事かというふうに思っていますので、その辺りお示しできるところ、ちょっと改めて整理させていただいて、機会を設けてお示しできればいいかなというふうに思っております。
〇小枝委員　そうですね、現場のニーズ把握というのは私はすごく大事だと思っていて、教員の先生であればいろんな地区の学校も経験されているから、ここにはこういうところがあるので非常によかったよとか、保護者であれば、そうした子どもたちの状況から、こ

ういうものがあって助かる、ないので困るという、そうした話を集約する必要というのはやっぱり今の段階ではあるんじゃないかというふうに思うので、ぜひそこは要望しておきたいと思います。
○上原指導課長　どのようなお声が上がってくるかというところは、学校とも連携しながらしっかりつかんでまいりたいというふうに思います。
○池田委員長　西岡委員。
○西岡委員　確認なんですけど、今、ＳＳＲとかいろいろ尽力はしていただいていると思うんですね。２年間たちましたと。そこを利用している子どもたちの意見聴取という集約というのはどういうふうになさっているのか、していないのか、今後するのであればどういうふうにするのか。それを反映しないと、やっぱりこういうご意見も出てくるのかなと思うので、ちょっとその辺をお聞かせください。
○上原指導課長　現在、スペシャルサポートルームを活用しているお子さんに対しましてスクールライフサポーターという会計年度任用職員を全校に配置しております。その中で、それ以外に教育研究所のほうで学校問題対策専門員という者がおりまして、各校を巡回してスペシャルサポートルームの状況と、また保護者の方に直接お話をさせていただくような、そのような体制も整えております。全ての方のニーズを把握するというところまでは至っていないかもしれないんですけども、現在、本年度そちらの取組を進めて、それぞれのニーズに応じたよりよいスペシャルサポートルームの運営に向けて尽力しているところでございます。
○池田委員長　ふかみ委員。
○ふかみ委員　発達障害の一つにディスレクシアというのがございます。昨今では２０２２年以降ディスレクシアの研究が盛んになってきております。空間イメージ能力が高いと言われておりまして、特にＮＡＳＡであるとかＭＩＴでは３Ｄの物体のメンタルローテーション、頭の中で回転させる能力が高いと言われています。昨今では２０２３年、４年では、言語神経科学でも研究がされておりまして、私たちが仕事で使うような脳のデフォルトモードネットワークと視空間ネットワークの連携が強いと言われていまして、私も多数言語を英語であるとかオランダ語であるとかフランス語を勉強したんですけれども、この力を意図的に強化して自分は訓練したなというのを認識しています。こういった構造化であるとかパターン認識、空間推論、３Ｄイメージング、こういった能力というのは、発達障害といった能力の中でも、今後教育として評価していく内容なのではないかなと思っています。こういった認識が教育の中であるかどうかをお聞きしたいと思います。
○上原指導課長　それぞれ子どもによって様々な能力、得意な部分だとかあるかと思います。今、東京都のほうでも得意な才能を伸ばす教育として、芸術だとか理数だとか、そういった特化したところで実は教育プログラムのほうをやっております。その辺り本区のほうでも東京都の授業のほうを紹介するなどして、得意な才能を伸ばすような教育というところは注視して、そういった授業とちょっと連携しながら進めているところでございます。大変そういった子どもたちの能力を伸ばすというのは非常に大事な視点ですので、ちょっと今後東京都とも連携しながら進められればと思います。
○ふかみ委員　ありがとうございます。千代田区の特性といたしましても、秋葉原であるとか、多くの企業が存在するであるとか、こういった能力ってマルチモーダルＡＩに早く

触れる、多様な情報に触れて、それを構造化して理解する。アートの学習もあると言いましたけれども、映像として理解する。もともと今の日本の教育は、リニアな思考能力、論理的に物事を考える能力が非常に高く評価されているんですけれども、構造化して抽象的に捉える力というのが非常に求められていると思っています。ぜひ強化していただきたいと思います。
〇上原指導課長　ありがとうございます。我々もこれから様々な研究をしながら、そういったどのような教育が必要なのかとか、子どもたちにとって、その子の特性に応じてどのような教育支援ができるかというところは研究を進めて、いい教育を進めていければいいかなというふうに思っております。
〇池田委員長　おのでら委員。
〇おのでら委員　陳情書の理由の２番のところに、「帰国子女や外国籍児童への国際的な教育支援体制」という言葉があるんですけども、この辺りについて、今、千代田区の中で日本語教育が必要だというふうに考えていらっしゃって、そういう教育を提供されているのかどうか、またその人数というのがあれば教えてください。
〇上原指導課長　日本語教育が必要な児童・生徒数というのは年々増加して、令和５年度を境に少し増加しまして、今、大体全校で約７０名程度のお子さんがいます。現在、日本語指導教員、巡回教員を派遣しまして、年間５０時間程度個別の指導を行っているところでございます。それ以外にも通訳支援員を配置しまして、各校の授業の中で入ったり、また教員とのやり取りの中で入ったりしながら日本語の上達というところも図っているところでございます。
〇おのでら委員　子どもに対してそういう日本語教育は大切でしっかりやっていらっしゃるということなんですけども、保護者の方でもやっぱり日本語ができないですとか、そういったことで教員の方との意思疎通が難しいというお話も聞いております。そういった保護者に対しては特にそういったのはされていないですよね。
〇上原指導課長　保護者の方の日本語教育というところまでは伸ばすかどうかというところがあるんですけども、当然、学校生活様式とか、学校とのやり取り、その中で円滑に進めていただくという必要はございます。そういった意味で、先ほどお話ししました通訳支援員の配置だとか、あと各校全校にポケトークも配置させていただいております。また、今後の取組としまして、少し日本語、いつでも通訳支援員って、いわゆる申請に応じてやるので、即時性というところでちょっと１日、２日遅れてしまう可能性があるので、少し常勤の職員という形で通訳できるような職員を配置して、あらゆる対応で保護者と学校とのつなぎができるような、そんな体制を整えることを今検討しているところでございます。
〇おのでら委員　ちょっとこれは提案みたいな形になってしまうんですけれども、オンラインで授業をしていただくと、子どもと保護者一緒に受けていただくとか、そういうことも可能だと思うんですね。日本語教育だけではないんですけれども、ほかのところについても、英語でも何でも語学でも何でも、子どもと親御さんが一緒に受けていただくとか、そういったことでお子さんの学力も上がったりとか、あるいは親御さんも学び直したいという方もいらっしゃるかもしれないと。そういった方のニーズというのにも応えられるかもしれないなというふうに思っております。オンライン授業を充実することで、今回、陳情者の方は拠点が必要だというふうにおっしゃってはいるんですけど、オンラインであれ

ばそんなに拠点も必要ないのかなと思ったりもするので、そういった、何というんですかね、必ずしも対面式ではなくて、不登校の方にお話を聞くと、やっぱり外に出ることが苦痛であるとか、あるいは学校に行くのは難しいということもあるので、そういったところの方向性、オンライン授業の充実化というのはいかがでしょうかね。
〇上原指導課長　既にＩＣＴ環境というのは大分整っております。そういった意味でオンライン授業に十分対応できる部分がございまして、先ほどもお話させていただいたとおり、既に実施している学校も複数ございます。今後、オンラインでの授業というところも大きな視野の一つとしてぜひどんどんどんどん各学校で情報提供しながら進められるようにしたいなと思っております。また、先ほど情報提供の中でオンデマンドで授業を振り返るような、いわゆる解説動画ですね。そんなのもちょっと作成というところを今学校とも検討に入っているところです。そういった中で、オンラインで実際に授業に参加できなくても、オンデマンドで後で１０分ほどの解説動画になるかと思うんですけども、そこで実際にいつでも見られるという、そういった環境というのも非常に子どもたちにとっては大事なのかなというふうに思っております。そういったところで、ＩＣＴを活用した教育の場面とか、そういったものをちょっと推進していきたいなというふうに思っております。
〇池田委員長　えごし副委員長。
〇えごし副委員長　すみません。陳情の中で学びの多様化学校ですかね、拠点という意味で、そういうところにも触れられておりましたけれども、やっぱり学びの多様化学校っていろいろ分校型、分教室型と、あと本校型というのが全国で様々行われていて、もちろんメリット、デメリットそれぞれあると思うんですけど、本校型だとやっぱり校長、副校長、また教師もそろえないといけないとか、様々やっぱり通いやすい場所にあるかどうかとか、そういうのも様々あるので、メリット、デメリットはあると思います。例で出ていた世田谷も、私も調べると、まずは分教室型を設置して、様々ニーズとか知見とかを深めた上で、今回、令和８年度から本校型という考えになったというのもあるそうなんですけれども、まず千代田区としては、先ほども言われていましたけれども、不登校校内分教室を来年度から行っていく。先ほど同じような形でカリキュラムでやるという話でしたので、一遍にいろんなことはできないと思うので、まずはそこからスタートというところで進めていって、知見とかを深めながら、ニーズとかもまた確認しながら進めていくという考えなのかなというふうにも思うんですけれども、先ほど本校型も今のところ考えてはいないという話もあったんですけど、しっかりと今の来年度から行う不登校の校内分教室を進めていく上で、またニーズとかも様々調べた上で、またそういう本校型というのも一つの選択肢として検討には入れていただきたいなというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。
〇上原指導課長　まず、次年度神田一橋中学校での教室開室で、実際に、今、保護者説明会も１回目を終わりまして、今度、再来週に２回目を行うところなんですけども、その中でもニーズ等も聞きながら、また実際に運営しながらどのようなニーズがあるかというのをしっかり把握しながら検討していきたいというふうに思います。
〇えごし副委員長　ありがとうございます。あと、先ほど特性を生かした教育という話もありました。産官学連携で進めていますという話もありましたけれども、進めている内容を来年度からの不登校の校内分教室のそういうカリキュラムの中にもそういうのが生かされるかどうか、そこも教えてください。

○上原指導課長　まさに校内分教室、そこで柔軟なカリキュラムを編成して、そういった少し体験的なものだとか、そういったものも入れながら、子どもたちが本当に学びを楽しむというか、本当にそこに来ていいな、よかったなと思えるような、そんなカリキュラム編成をぜひしていきたいなというふうに思っております。なので、そういった様々なものを活用しながら、いい分教室のほうを運営してまいりたいというふうに思います。
○えごし副委員長　ありがとうございます。ぜひ多様な才能を伸ばすそういう機会を創出して、またそれを均等にまた与えていけるように進めていただきたいと思います。
　最後に１点だけ。今回、神田一橋中学で来年度から進めるということで、学びのそういう多様化というところで選択肢をしっかり増やしていくと。今、千代田区としても様々行っていただいていますけれども、もちろんスペシャルサポートルームも行っていただいて進めていただいております。先ほど言った不登校校内分教室というのは、まだ次は中学校というところになるので、ほかの地域だとやっぱり小学校とか、そういうところにもやっぱり検討して設置しているというところもあります。これも今後のことにはなると思うんですが、そういう小学校とかにも広げていく、そこら辺もまた検討もいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
○上原指導課長　今現在やっている不登校対策というところをしっかりやっていくというところが前提にありまして、今後、小学校のほうの不登校者数等も動向を見ながら、一つそれも小学校での分教室というのもゼロではないかなというふうに思っておりますので、今後の動向、状況を見ながら、また検討をしてまいりたいと思います。
○池田委員長　ほかはよろしいですか。
　白川委員。
○白川委員　結びのところだけちょっと確認なんですが、永田小学校を再利用したらどうかというちょっと提案があるんですが、永田小学校、もう上下水道がかなり止まっていて、どれぐらいの期間かというのは知らないんですが、例えば１０年ぐらい止めていたとしたらもう再利用は無理ですよね。要するに侵食してもう相当ばい菌だ何だというのが繁殖しているはずなんで、そうすると、昔の建物だから管は恐らくコンクリートに埋めてあるはずなので、それを取り替えるということは全部壊さなきゃいけないということで建て替えることになるはずなんですよね。そういった情報が何か来ていないもんで、何か建て替え可能だと思っている方が結構いらっしゃるんですね。もしご存じだったら教えていただきたいんですが、上下水道ってまず止まっていますか。止まっている期間というのはもし何となく分かれば教えてください。
○池田委員長　今日は施設課長はいないのか。
　子育て推進課長。
○山﨑子育て推進課長　校庭等の部分につきましては、週１回、遊び場で使っておりますが、そこの部分については使っている管については大丈夫だと思うんですけど、一般的にはしばらく使っていなければさびだったり何なりというところがありますんで、そこの部分を使うとなると改修工事等々必要になってくるかなという認識ではいます。ただ、詳細については存じていないところでございます。
○池田委員長　白川委員。
○白川委員　今後とも永田小のことについては、恐らくこういう形で何度も出てくると思

うので、ぜひ下水道が止まっているかどうかという情報、どれぐらい止まっているかという情報、あと例えば練成中かな、再利用していますけれども、改修費がすごいかかっていますよね。そうすると再利用というときに建物があるから安上がりですという話は当然出てくるんですが、改修は物すごく割高になるはずなので、今後再利用するときはこんなにかかりますよという情報もぜひ足していただくようにしていただきたいなと思います。私は行政の方針でもうまずは解体するということは賛成なんですけれども、まだ残したいという方がいらっしゃるので、そこへの説得というのはやっぱりやっていかないといけないので、この課ではないんですけれども、ぜひその情報は共有していただければなと思います。いかがでしょうか。

〇加藤子ども総務課長　ちょっと詳細なことは、申し訳ございません、先ほど子育て推進課長が申し上げたとおり、ちょっと存じてはおりませんが、そういったことも含めて、これからまたちょっと舞台を移して企画総務委員会のほうでまた様々行われるかとは思いますが、今、白川委員がおっしゃっていただいたことも含めて、担当所管のほうに伝えて、そうしたことを検討するように申し伝えたいと思います。

〇池田委員長　小枝委員。

〇小枝委員　結びのところの旧永田町小学校のところは一つの例として挙がっているんだとは思いますが、挙がっている以上は、設備面の取り替えての利用ということが可能かどうかというのは確かに一つ必要な情報。調査していないと思うので、幾らというのが出てくるのか分かりませんが、基本的に設備の取替えで利用が可能かどうかということはやっぱり基本情報として、今の意見のようにあったほうがいいのであれば、私は確認してここに出していただきたいなというふうには思います。それが結びのほうの１点ですね。

　あと、２番のところの特性を生かした「教育モデル構築」のところで、黒ポチが１、２、３とありますけれども、ここの１、２、３のところの、先ほど委員さんがそれぞれにいい質問をされて、才能を伸ばすカリキュラム、それから発達のプログラム、それから外国籍の教育支援、これについて口頭で言われたりしているわけですけれども、この学びの多様化に関しては、若干やっぱりこれを見れば分かるがないんですね。なので、オンライン授業もオーケーなんですというのを今初めて聞いたんですけれども、恐らくご存じなくてそのままの欠席扱いのままの方も結構いるだろうというふうに思うんですね。だからその情報を整理して出していただくみたいなことも、先ほども言いましたけれども、あったほうがいいのかなというふうに思いました。ちょっと若干運営にかかってしまいましたけれども、二つお願いしたいと思います。

〇上原指導課長　２点目のところですけども、こちらで提供できるというか、見える化ですね、ある意味ね。そういったところでできるように準備を整えてまいります。

〇加藤子ども総務課長　ちょっと施設の周りの話は、最終的にはちょっと施設所管課、施設の営繕部隊をやっている部署に聞かないとまず最終的には分からないところがございますが、正直、ちょっと、こちらで出すのがふさわしいかどうかは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

〇池田委員長　これ、確認なんですけれども、もともとの陳情の教育拠点というところで永田町が今回結びのところでも挙がっていますけれども、これまでずっと財産扱いの中では教育施設からもう随分前に普通施設に変わっていますよね。ということはうちの所管で

何か改修だ何だという話ではないとは思うんだけれども、そこのところはもう一回確認させていただきたいんだけれども。
○加藤子ども総務課長　ご指摘のとおりでございます。普通財産になってございます。
○池田委員長　はい。
　小枝委員。
○小枝委員　所管での話になってしまうとそうなってしまうんですけれども、であれば、また議会運営の話になってしまうわけで、それはもういろんな工夫の仕方でこちらに答弁できる理事者を呼ぶであるとか、あるいは当該理事者がいないので確認してここで答弁しますであるとか、あるいは一緒に合同でやりますとか、いずれにしても回答をすることがこの陳情にとって必要だと考えた場合、私はそこはこの内容を見たときにちょっと微妙だなと思ったので、あまりそこのところは入れていかなかったんですけれども、そこは正副委員長で判断されて結構ですので、所管が違うから答えないという答えではなくて、どういうふうにしていくのが一番子どもたちや未来の人たちにとっていい答え方なのかというところはちょっと正副のほうで工夫を頂ければというふうに思います。
○池田委員長　はい。ほかはいかがでしょうか。
　教育担当部長。
○大森教育担当部長　るるご指摘いただきました。先ほどの白川委員の上下水道が止まっているかどうか、それは別途ちょっと確認してお話をさせていただきたいと思います。ただ、担当課長のほうが様々な質疑の中で申しましたとおり、この「学びの多様化」に資するように様々な取組をソフト的にいろんなことを組み合わせながら今取り組んでおります。箱としては、説明があったとおり、来年度神田一橋中学校に分教室という形で設けます。そういったことを取り組んで今後やっていきたいと思います。ご指摘のあった旧永田町小学校で何かをするということは考えておりません。
○池田委員長　はい。それでは、ここで質問を終わらせたいと思います。取扱いはいかがいたしますか。
　小枝委員。
○小枝委員　今ご答弁がありましたけれども、結びのところは一つの例だと思いますので、この学びの多様化ということに関して考え方を整理していくということは必要なことだと思うので、今日その辺の整理もされているということでしたので、継続をしてこの内容について確認をしながら整理していくという方向をお願いしたいと思います。
○池田委員長　はい。ほかの方はいかがですか。よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　ちょっと、暫時休憩いたします。
午前１１時１６分休憩
午前１１時２８分再開
○池田委員長　それでは、委員会を再開いたします。
　ほかに。
○えごし副委員長　今まで様々な議論がありました。その中で陳情の中で言っていただいている「学びの多様化」を推進する教育拠点、また設置を求めるという部分では、来年度から千代田区としても不登校校内分教室をやっていく。またこれまで様々取り組んできて

いる内容、それも踏まえてしっかりと対応していけるという話も伺いました。ですので、そこをまずしっかりと進めていただきたいなという部分と、それをもってまたそういうことも分かりましたので、しっかりこの陳情書にはお応えができたかなというふうにも考えておりますので、お返しできればなと思いますが、いかがでしょうか。

○池田委員長　小枝委員。

○小枝委員　先ほどは陳情審査としての熟度を丁寧にやったほうがいいんじゃないかという意味で継続ということを申し述べましたけれども、学びの多様化については、今、一つずつ歩みを進めている。そしてどこにまた何をということについては、ニーズを捉えながら進めていくというようなご答弁も頂いておりますし、また、ここについては、何というんですかね、施設をどこにどうするという今現段階で判断できる場でもないということでもあろうかと思いますので、しっかりとパンフレットなり、現在の学びの多様化の体系であるとか、そして今年度中にもう一つつくり上げるとすれば、それも追加してお伝えしていくであるとか、そうした形でもって丁寧な対応をお戻しするということであれば、私のほうは継続審査ということについては取下げをしたいと思います。

○池田委員長　はい。ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長　はい。皆様のご意見、たくさん頂いておりまして、十分理事者のほうにも伝わったかと思います。既にこの学びの多様化という対応についてはどんどん進んでいくというところを確認ができました。ただ、ちょっと今日のこの陳情の審査の中では資料として口頭の報告ということだけでしたけれども、今後については、この陳情者には、この議事録と併せて、まずは今後の今やっている対応の資料ですかね、そこのところは正副のほうで確認をさせていただきながら、しっかりと丁寧にお返しをしていきたいと思いますので、ご対応のほうはよろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして審査を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長　はい。ありがとうございます。

以上で、日程の１、陳情審査を終わります。

次に、日程の２、報告事項に入ります。

子ども部の（１）ちよだ学びフェスの開催について、理事者からの説明を求めます。

○加藤教育政策担当課長　それでは、教育委員会資料１、ちよだ学びフェスにつきまして資料をもってご説明させていただきます。

まず、目的でございます。区教委では、大学や企業、官公庁、多数集積する地域特性を生かしまして、地域の各主体と連携・協働しながら、学校教育において実践的な学びの機会を創出していくことを目指しております。こちらは昨年度策定しました学校と企業との連携プログラムに基づいて今回行う事業でございます。

これまでの学校現場と地域の皆様との連携の取組を活用し、広く子どもたちに学びの機会を創出するというような形の様々な主体からなる出前授業や職業体験できるイベントを１月の６日に実施したいと思っております。さらには、学校教員を招いて各企業のプログラムを体験していただいて、学校現場でのさらなる連携、またプログラムの実践の場とすることを目指したものでございます。

名称につきましては「ちよだ学びフェス～まちとつながる、夢が広がる～」ということで、今回初開催でございます。

場所につきましては、４か所、本庁舎と１階の区民ホール、４階の会議室、また、かがやきプラザのひだまりホールもお借りする予定です。

対象は小学生・中学生及び保護者、未就学のお子さんも可。ただ保護者のみの入場は不可とさせていただきたいと思っております。また、区立小中学校の教職員の方々にも、こちらはぜひ参加のほうをお願いしたいと思っております。

現在、各団体といろいろ交渉しておりまして、プログラムの例ということで、このＪＳＯＬさんは「子供向けのプログラミング教室」。また財務省からは「日本の財政、税制を知ろう！」というプログラムを行う予定でございます。出展の内容としましては、出前授業、キャリア教育コーナー、展示コーナー、体験コーナーの四つに分かれる予定です。

次のページでございます。４番の出展団体でございます。各企業のほう、千代田区ならではの企業のほうを今回お呼びして、特に今までちょっと結びつきが弱かった官のほうでございます。今回、財務省さん、それから特許庁さん、また防衛省さんなど、警視庁、または消防署の方々にもお越しいただきながら、子どもたちの参加といったところを目指して、さらに学校現場との結びつきを強くできるようなイベントとさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

〇池田委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〇牛尾委員　こうしたいろんな仕事があるんだよということが子どもたちに伝わるということでは意義があるんでしょうけれども、いまいちちょっとイメージが私の中で分からなくて、ここで言っているような、様々な職業体験をして、また身近にしていくということだけれども、これ、子どもたちが全員参加するわけじゃないじゃないですか。要するに行きたい人が行くということじゃないですか。いろんな仕事を通じていろんな学びをするという場合、例えば一橋中学校では職業体験というのをやっていますよね。ああいうことがやっぱり一つの教育なんじゃないかなと。これだと何かイベントに来てくださいよと。それで何か終わっちゃう気がしていて、いまいち学びというふうにつながるのかなとちょっと疑問というか不安があるんですけれども、そこについてはどのように考えているのか。

〇加藤教育政策担当課長　それをもって、対象に教職員と今回入れさせていただいているところです。学校の先生方には大体１月の８日から、今回、始業式が始まるということで、その前にやはり実施をしないと来ていただけないということでこの日程に、本当、仕事始めの翌日なんですが、１月６日とさせていただいたというところです。子どもたちももちろん当然お休みの期間ですので参加がしやすいだろうということで、この１月６日という日程にさせていただきました。今回、産学連携のプログラムをある程度は活用していただいているんですが、なかなかやっぱりちょっと授業に活用していただけないというところもちょっと今回いろいろ調べてみて分かってきましたので、そこについて企業がどういう形で子どもたちに対して、要は出前授業とか、そういう体験授業というのをやってくれるのかというところを学校の先生たちがイメージしやすくなるというところもあって、こういう今回イベントを思いついて実施をしようというところになりました。ですので、企業がやっていただくところの子どもの反応を見ながら、学校の先生がそれを見ながら自分の

授業にどういうふうに生かしていくかといったところを今回のイベントでは一番の主眼に置きたいと思っております。
○牛尾委員　分かりました。初開催なんで、本当にやってみないとどういう反応か分からないということでありますから、やってみて、その結果を今後に生かしていただければなと思います。
　あと、いま一つは、ここに集まっている企業ですけれども、これはどういった基準で選ばれたのか、それとも企業側が手を挙げたのか、どちらですかね。
○加藤教育政策担当課長　まず、現在プログラムに掲載している企業さんにお声をかけさせていただいて、その後、区内の企業であったり、今回はミュージアムネットワークのほうに参加している博物館とか、今回、公文書館さんも来ていただいているんですが、そういうところにお声がけをさせていただいて、今回、現在３１団体程度集まっているという状況でございます。
○牛尾委員　はい、分かりました。まあね、これ見ると、名立たる大企業とか官公庁ですけれども、やはりここにあるとおり地域との連携という点では、まちなかには本当にまちなかで、要するに個人商店とか、そうしたまちなかで地域を担っている会社企業、飲食店等あるんでね、そうした方々を呼ぶというのはなかなか難しいんですけれど、そうした仕事もあるんだよということも子どもたちに伝わるような、これにはなかなか呼べないけれども、そうしたことも視野に置いた事業というかな、それもぜひ視野に入れていっていただきたいなと思いますけれども、そこについてはいかがですか。
○加藤教育政策担当課長　もちろん地域の方々の商店様にもお越しいただければとは思うんですけど、ちょっとなかなかこの日にちと多分時間帯が難しい。正直ご商売をやっている時間かなとは思いますので、ちょっとなかなか難しいかなとは思いますが、そういったところは学校のほうの授業で取り組んでいただくと、できればそういう形でお願いしてまいりたいと思います。
○池田委員長　おのでら委員。
○おのでら委員　私もちょっと関連するところではあるんですけど、出展団体を拝見すると、やっぱり半分ぐらいが官公庁なので、ちょっと内容的に硬くならないかなという不安があります。出展内容を見ると、出前授業、キャリア教育コーナー、展示コーナー、体験コーナーとあるんですけれども、やっぱり子どもが参加する上で一番親しんでより興味が湧いたりとか、理解が深まるというのは出前授業であったりとか体験コーナーだと思うんですね。キッザニアですとかカンドゥーですとか、そういう施設もありますけども、そういう中では、やっぱりパネル展示とか説明とかよりも、やっぱり自分が体験してというのが一番いいというような話もあるので、その辺り、これからプログラムを公開されるということですけども、この辺り充実をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
○加藤教育政策担当課長　もうおっしゃるとおり、パネル展示だけではなくて、やはり子どもたちが見てすぐ楽しめそうだというのが分かるような会場装飾みたいなのもちょっと考えていきたいと思います。各企業さんにもそういった形でご対応いただけるよう今お願いしているところでございます。
○池田委員長　はい。ほかはよろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇池田委員長　はい。それでは、（１）ちよだ学びフェスの開催についての質疑を終了いたします。

次に、（２）子ども・保護者アンケート及び子どもワークショップの結果及び今後の方向性について、理事者からの説明を求めます。

〇加藤教育政策担当課長　それでは、資料２、子ども・保護者アンケート及び子どものワークショップの結果及び今後の方向性についてご説明させていただきます。

まず、調査の背景でございますが、こども基本法についてでございますが、子どもに関する施策について、子ども等の意見を反映するために必要な措置を講じることが義務づけられたことを受けまして、今回こういう形でアンケートとワークショップといったところにつきまして実施をしたところでございます。また、今回「子どもからの意見聴取」に関する意見だけでなくて、子どもへの情報発信に関する意見、また、子どもと区との双方向のやり取りができる場所の創出を検討するため、「子どもの居場所」に関する意見を聴取したところでございます。

２番の調査概要でございます。アンケートの調査とワークショップの実施を行いました。アンケートの調査はこちらのほうに記載のあるとおりでございますが、今回、生成ＡＩの分析を用いて、区として初めて試行での活用ということで、東京都でも活用しています ｔａｌｋ ｔｏ ｔｈｅ ｃｉｔｙを活用した生成ＡＩの分析を行ったところでございます。

右上のワークショップですが、８月４日、６日、かがやきプラザのひだまりホールのほうで実施をしたものでございます。

次に、３番の結果概要でございます。こちらについて基礎情報ということで、小学生につきましては、区立の小学生が約８割、それから私立、国公立合わせますと、大体１７％程度ということでございました。また、中学生につきましては、区立のほうが４９.４％、私立と国公立を足しますと大体４７％程度ということで、これは従来我々のほうで把握している率になったかなと思います。それとその下、子どもの人数が２人が最多というところですが、４９.２％、お一人が２９.５％、ただちょっと予想以上だなと思ったのが３人以上が大体２０％を超えているという結果になりました。

次のページに移ります。（２）区からこどもへの情報発信ということで、保護者、子どもともにちょっと驚いたのが広報千代田をよく見ているというのが一番でございました。ホームページ、ＬＩＮＥと続きますが、子どもたちにとってやっぱり広報千代田が一番なんだなというのが本当に私としても意外な結果でございました。

２番の区からのお知らせをみんなに届けるツールがどうなったらもっと見てくれると思いますかという設問でしたが、これは設問をもうちょっと細かくすればとは思ったんですが、興味・関心が持てる内容になっているだけでは、どう興味・関心が持てるかというところをもう少し設問を深く作ればよかったなと反省しているところでございます。

その下、③ですが、あなたは区の制度や政策についてどのような情報が欲しいと思いますかというところで、最も多く求められている情報は「学習・子育てに関する情報」でございました。それとその下ですが、子どもにとって重要度が高くて届いていない情報で最も高かったのが「遊ぶところ」というところで、ちょっとこの「遊ぶところ」についてもう少し深掘りしながら、またその情報が届いていないといったところも含めて、ちょっといろいろ検討していかなければいけないというような結果でございました。

右上の（３）番、子どもから区への意見発信ですが、今回グーグルのアンケートフォームを使わせていただいて、こちらについてはよかったのかなというふうに思っていますが、直接話すであったり、電話、また区の施設などのスタッフに話すというところも一定数回答がありますので、やはり直接話すというニーズもあるんだなということが分かりましたので、今回アンケートとワークショップをやったということについては、やり方としては間違いはなかったのかなというふうに思ってございます。

次のページに参ります。（４）子どもの居場所のニーズでございますが、今回「たくさんある」「少しある」また「ない」というような回答でございましたが、「少しある」というのと「ない（ほしい）」という回答が５８％というような状況で、約６割のお子さんが居場所が十分にないんだなというような回答でございました。特に学年別で見ますと、小学生、中学生、高校生と年代が上がるにつれ、「たくさんある」の回答が減少しているところです。また、子ども部屋（きょうだいと共用を含む）が「ない」と回答するお子さんが約半数というところで、特に高校生は４分の１が「ない」という回答でございました。

②番、あなたにとって、ほっとできる場所、「ここにいたい」と感じる場所というところでございますが、上位三つは想定どおりでございますが、ご自宅が８９％というところで、ちょっとこの裏返しが１１％は自宅に居場所がないと考えている子がいるんだなというところも今回分かったところです。

それから、（５）です。子どもの居場所として求められている機能ということで、今回保護者とお子さんからそれぞれ聞いてみました。１番については、家・学校以外で勉強に集中できる場所を欲しているというところは同様でございますが、２位と３位がそれぞれ逆転している状況です。

続きまして、右上の②番です。こちらは自由記述での回答ということで、家や学校以外で子どもたちの居場所をつくるとしたら、やってみたいことや、こうしてほしいという意見を書いていただきました。最も多く求められている機能は静かに勉強できるスペースというところが、今回生成ＡＩのほうのちょっと分かりづらい図かもしれないんですが、やはり一番大きい分布になってございます。ただ、ワークショップの中では、静かに勉強できる場所と友達と勉強・休憩できる場所が求められているところもございますし、また、スポーツや運動ができる場所というのも求められているというのが明らかになりました。

それと、保護者のアンケートの結果では、そうした施設があってももちろんいいんですが、大人が関与してほしいと。安全・安心面でそういうことを求めていらっしゃいました。

説明をちょっと省かせていただきますが、最後のページをご確認ください。今後の方向性でございます。子どもの居場所づくりでございますが、子どもが区に求めている居場所としてサードプレイスを設けてほしいといったところについては今回のアンケートで分かったところでございます。また、子どものニーズに応じた居場所の整備というのが必要だということで、勉強のできる場所、またボール遊びができる公園、スポーツ専用施設というのを求めている意見が多くありました。細かく見ると、静かに勉強と友達と休憩しながら勉強したいというところもありますので、そうしたニーズにどういうふうに応えていくのかはこれから検討・整理をしてまいりたいと思います。

それと中高生専用の居場所の検討でございます。年齢が上がるにつれて子どもが居場所を失う傾向がございますので、中高生の専用の居場所についての必要性といったところに

ついて、こちらについては鋭意検討のほうを進めていきたいと思います。
　ちょっと簡単ではございますが、こういった方向性で今後様々な子どもたちの意見、またワークショップなどを用いて子どもたちの意見を吸い上げる方法についての方向性について説明をさせていただきました。
　私からの説明は以上でございます。
○池田委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　はい。それでは、（２）子ども・保護者アンケート及び子どもワークショップの結果及び今後の方向性についての質疑を終了いたします。
　続いて、（３）こどもアスレチック広場実施報告について、理事者からの説明を求めます。
○山﨑子育て推進課長　こどもアスレチック広場実施報告について、教育委員会資料３に基づきご説明します。
　まず、目的でございます。未就学児に多様な遊び場を提供し、跳ぶ、潜る、掴む、越えるなど、様々な体の動きを経験していただくことであります。
　次に、実施概要。開催場所は旧九段中学校校庭で１１月１日土曜日の１３時から１６時の３時間開催いたしました。対象者は未就学児でございます。子どもの参加人数は１３１名でありました。
　実施内容としましては、跳んだり、越えたり、重い壁を押したり、ボールを投げたり、棒をくぐったりと、会場内に遊ぶブースを３コース設置しまして、それぞれ何度でもチャレンジできるようにして遊んでもらいました。
　最後に、アンケート結果でございます。今回、８１人の方からアンケートの回答を頂きました。多くの方からは満足していただき、また利用したいとの回答を頂いております。利用者の年齢層としましては４歳が一番多く、３歳から５歳が中心となっております。
　自由意見としましては、何回もチャレンジできたので子どもの成長が確認できた、ですとか、また来たいですとか、ほかの場所でもやってほしいといったご意見がある一方、待ち時間が多かった。遊具の数がもう少しあるとよいなどのご意見もございました。
　ご説明は以上でございます。
○池田委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。
○牛尾委員　いい取組だと思います。今後については、例えば今回九段ですけれども、今中だったりとか、ほかの場所でも実施していくという考えなのかどうか、いかがですか。
○山﨑子育て推進課長　今後につきましては、どこでやるか等は検討していくというところでございます。来年度に向けてというところで考えていきたいと思っております。これだけちょっとニーズがあるなということが分かりましたので。
○池田委員長　西岡委員。
○西岡委員　前からお願いしているとおりで、これは屋外なんですけど、全天候型の屋内遊具施設というのがあればいいなというのはずっとお願いをしてきて、今回、多分晴れて、要は雨天ではなかったんでしょうね。それで１３１名ということで、本当に潜在的にニーズはあるので、ぜひ今後、校庭とかそういう場所だけではなくて、広場だけではなくて、屋内でもこういう一時的に暫定的にでも設置できるような、こういうアスレチック広場、

屋内遊具施設というのをぜひ検討していただきたいと思います。ニーズがあるのでぜひお願いいたします。
○山﨑子育て推進課長　今回このイベントを実施するに当たって、どこで行うかというところをいろいろと検討した中で、やはりせっかくイベントとして行うので雨で中止というふうにならないようにしたいなと考えました。そこで、旧九段中学校ですと校庭でできない場合は体育館を利用しようというふうにもすることができましたので、旧九段中学校で行ったというところです。本当に、以前から、西岡委員はじめ皆様からも全天候型というところを検討してくれというところはお聞きしております。今ある既存の体育館ですとか、そういったところも有効に活用しながら、今後機会を見て、そういった屋内での遊び場というところも今後の検討課題かなというふうに認識しているところでございます。
○西岡委員　ぜひよろしくお願いします。
○池田委員長　はい。ほかはよろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　はい。それでは、（３）子どもアスレチック広場実施報告の質疑を終了いたします。
　次に、（４）令和７年度学力調査について、理事者からの説明を求めます。
○上原指導課長　それでは、令和７年度学力調査について、教育委員会資料４に基づいてご報告いたします。全国学力・学習状況調査、小学校、中学校の区の調査でございます。
　まず、資料４－１をご覧ください。こちら「全国学力・学習状況調査」の結果です。本調査ですが、小学校６年生と中学校３年生が対象で、国語と算数、数学、あと理科について令和７年４月１７日に調査を行いました。
　小中学校それぞれの教科の正答率を棒グラフで示しておりますが、小中学校ともに全国や東京都の平均正答率を上回っている状況でございます。なお、中学校理科についてですけども、本年度よりＩＲＴスコアという形で示されました。こちらは児童・生徒の正答ごとが、問題の特性、いわゆる難易度等によるものなのか学力によるものなのかに区別して分析する、いわゆる学力を推定する統計理論のことです。受験者の能力と問題の特性、難易度等のそれぞれから評価するため、例えば異なるテストであったとしても実際の学力を比較することができるというメリットがあります。こちら５００が標準スコアとなっているところです。
　次のページに行っていただきまして、意識調査についてです。質問項目多数ある中、国との平均の差が顕著な四つの項目を抽出して掲載しております。
　授業以外での勉強時間についてというところですが、小中学校とも平日と休日の平均勉強時間は全国と比較して上回っている状況です。また、ＩＣＴを活用した学習状況につきましても、小中学校ともに全国の平均を上回っておりまして、これまでのちよだスマートスクールの取組の成果がうかがえるところです。一方ですが、「平日、授業以外で３時間以上勉強している」という質問について、小学校と中学校を比較しますと約３５ポイント程度の差がありまして、中学校段階における学習習慣の低下が見られるところです。
　また、生活習慣に係る質問につきましては、とりわけ小学校で少し課題が見られるところです。各校でも課題意識はしっかり持っておりまして、その改善に努めているところです。本年度から始めています生活習慣チェックシートの活用の徹底とともに、各家庭への

啓発や働きかけにより、家庭と協働的に取り組むべき課題であると認識しております。
　続きまして、資料４－２、区の学力調査、こちら小学校についてです。区で実施している達成度調査ですが、こちら令和７年５月１３日に小学校４年生から６年生を対象で実施いたしました。結果としましては、棒グラフにあるとおり、全ての学年においてほとんどの教科で全国平均を上回っているところです。特に近年課題としていました第６学年の理科についても全国平均を上回る状況であり、こちら昨年度に引き続きまして改善の傾向が見られたところです。一方で、こちら資料にはございませんが、２５％の人数ごとにＡ層からＤ層に区分した学力層で分析しますと、高学年に行くほど全ての教科でＣ層とＤ層の差が大きくなる傾向が見られます。一人一人の学習状況の実態に応じた指導の充実が必要であるということがうかがえるところです。
　次に、意識調査、右側ですが、比較的高い数値であるものの、「話し合いのとき、考えや意見を進んで出している」という問いにつきましては、肯定的な回答をしている小学校６年生が約７０％を切るなど、表現に関する課題も見られるところです。共同的、対話的な学びへと授業改善を進めるとともに、自分の考えや意見を表出する機会を意図的に設けるなどして、工夫した教育活動を行っていく必要があると考えております。
　最後に、資料４－３、区学力調査の中学校のほうをご覧ください。中学校全学年を対象に行った調査です。中学校の調査結果は偏差値で示されております。資料では同学年の平均偏差値を経年で比較しているところです。令和６年度と令和７年度を比較しますと、１年生では５教科中４教科、２年生では５教科全ての教科で平均偏差値が上昇しています。一方で、３年生については上昇したのは５教科中１教科のみであり、他の教科は減少しています。また、英語についてですが、他の教科と比較しても平均偏差値が高い傾向が続いているところです。こちら数学についても高い状況が続いています。小学校でもお話ししましたが、課題である理科についてですが、１年生、２年生で５０に到達しておりまして、３年生ではまだ５０に到達していない状況でありますが、年々上昇が見られております。
　各学校ではこの結果の分析を指導改善シートという形でまとめまして、日々の授業改善に努めているところでございます。
　本件についての報告は以上です。
〇池田委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。
〇おのでら委員　まず、この質問紙、意識調査の結果のところなんですけども、先ほどのご説明の中で、中学校においては小学校と比較して学習習慣の低下があったというようなお話がありました。学習習慣のところを見てみると、小学校のところは確かに平日３時間以上勉強している子とか、休日に４時間以上勉強している子というのが非常に高いところではあると思うんですね。以前もご説明いただいたように、中学受験をする方が７割であったりとか８割であったりするので、そういう子は小６だともうこのぐらい勉強しないと中学受験できないという今状況になってしまっているので、そういう子たちが中学受験して区立外に行って、その子たちが抜けたことによってこれがこの数字に表れているだけじゃないかなというふうに思うんですね。ですので、純粋にもともと区立に行きたいという方だけで見た場合、ここというのはそんなに学習習慣は低下していないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
〇上原指導課長　ちょっとそのような分析はしていないところで、今、個々の部分という

のは各学校が持ち得ていますので、そこはちょっと分からないところなんですが、委員おっしゃるような傾向はもしかしたらあるのかもしれないというところは考えるところです。
○おのでら委員　あともう一つ、ここも小学校の基本的生活習慣のところで毎日同じくらいの時間に寝ているだとか、同じくらいの時間に起きているだとか、こういった数字も国より少し低いというところはあるんですが、ここも実際には中学受験するような子は夜遅くまで勉強して、朝早く起きて朝練をするとか、そういったこともあると思うんですけども、そうすると規則正しく起きているんですよね。重要なのは睡眠時間をしっかり取れているかどうかだと思うんですけど、その辺りの把握というのはいかがでしょうか。
○上原指導課長　この調査上では睡眠時間というところまでは分かりかねるですけれども、先ほどお話ししたように、生活習慣チェックシートで各学校で実態に応じて活用しているところでして、その中で集計しますと、恐らく睡眠時間等々は出てくるかなというふうには思います。でも比較的勉強時間を見ますと、やはりちょっと睡眠時間は恐らく少ないのではないかなというのは考えられるところです。
○おのでら委員　ぜひその辺りもしっかり把握していただいて指導につなげていただければと思っております。
　あと、もう一つ最後なんですけども、資料２のところで、小学校の達成度調査、意識調査６学年のみというところで、授業を集中して受けているという割合がやっぱり低いなと思うんですね。確かに授業を拝見していると、あんまり授業を聞いていない子というのが見受けられるというような状況で、やっぱりそこは、何ですかね、学習が塾に偏ってしまっている可能性があって、もうこんなこと知っているからいいやとか、そういった感じの子もいると思うんですね。この辺りの改善というのは考えていらっしゃるのですか、それとももうこのぐらいなのかなという感じなのか、教えてください。
○上原指導課長　こちらやっぱり授業を集中して受けているというところは大事な視点かなと思います。当然、既に理解しているだとか、そういったお子さんが多い中ではありますが、授業の工夫一つで集中できる部分というのは多々あります。先ほどお話ししました授業改善シートの中でも、その授業に集中するような、いわゆる工夫するような、また子どもたちにとって楽しいと思えるような、そんな授業をどうつくっていくかというところも記載している学校もございますので、ここは大事な視点だというふうに思っております。
○池田委員長　白川委員。
○白川委員　今、おのでら委員のおっしゃったことは、非常に私もそう思うなと思います。小学校の問題点って、何というんですかね、塾に行っている子と行かない子の差がつきやすいというのが一つあると思います。そのときに、例えば学校で進学塾から講師なりを呼んで補習をやるということをやると、塾だともう別個で、何というんですかね、カリキュラムが組み立てられていて学校のカリキュラムって関係ないんですね。ところが、学校が補習の形でその塾の先生を呼んでもらえると、学校の授業を強化する形で補強ができるなと。つまりそこで塾に行く子と行かない子の差がつかないと同時に塾に行く負担も減らせるなというのがあるもんですから、そこをもしかしたら今後考えてもらえないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
○上原指導課長　各学校、先ほどお話ししたＡ層からＤ層の、特にＤ層のお子さんについては授業だけでは十分ではないというところは十分認識しているところで、例えば授業時

間外だとか放課後だとか少し残って取り出して指導したり、そんなことは行っているところです。今、委員がおっしゃったような、いわゆる塾の先生方とか活用したりというところは、またちょっと学校等のニーズを確認しながら、何ができるかというところを確認しながら進められるところは進めてまいりたいと思います。

○白川委員　よろしくお願いします。今のは近所のお母さんからお願いされたもので、一応お伝えしました。

　もう一つが、これもおのでら委員と同じなんですけれども、中学校を魅力的にするといったときに、できるだけ優秀な子に来てほしいというのがあります。これもお母さんたちにお聞きしましたところ、どうして私立を選ぶんですかというと、やっぱりできる子をもっと伸ばせるところに行かせたいんだということを言うんですね。だからどうしても公立中学校の形態としてはしょうがないんですけれども、できるだけついていけない子を拾って、できるだけ授業についていけるように指導すると。どうしても成績の中では真ん中の人たちに焦点を当てやすいと。進学校の場合は割と上のほうに焦点を当てて、上の子をがんがん鍛えていいところへ行けという指導をするもんで、進学志向だとどうしても私立に行かせるというのはあるそうです。そこで思ったんですが、区立中学校であっても、できる子をもっと伸ばすということをやれば特に私立を選ばなくてもよくなるわけですよね。そうすると優秀なお子さんも来てくれるので、学校全体のレベルも上がるのかなと思います。そのときに必要なのは、できる子ももっと伸ばせる。やる気のある人たちはもっと伸ばせるよという環境があるよということを、環境をつくって、なおかつそれをアピールすることだと思うんですが、今やっていらっしゃるのか、今後やっていただけるのかというのをお答えいただければと思います。

○上原指導課長　それぞれ授業の中で評価を出してつけていまして、Ａ、Ｂ、Ｃの評価をつけながら、Ｃの子は当然Ｂに上げるように努力する。それぞれ上げるんですけど、じゃあＡの子はそれでいいかというと、そうではなくて、さらに伸ばすようなところは大変重要かなと思っております。そういった意味で、これから進めていくところは、やっぱり個別最適な学びというのがますます進んでいって、それぞれ自分の目当て、目標を目指して、自分で計画を立てて、実際に自分でいろんなものを習得していくという学習がまさにこれから進めていくところです。次年度の教育課程の編成においてもその辺りをぜひ進めるようにというところで、編成の一つの重点の施策として掲げているところですので、そういったところで事業改善という意味で進むことによってＡの子もさらに上がっていくというような、そういった部分ができるかなと思います。ただ、見える化というところは、そういった取組をしっかりやっていますよといったのはしっかり学校から発信していくというのが大事かと思いますので、そこは連携しながら進めていきます。

○池田委員長　牛尾委員。

○牛尾委員　私もおのでら委員、白川委員がおっしゃっていたことがそのとおりだと思うんですけれども、確かに平日小学校６年生で授業以外で３時間以上勉強していると。多分これ塾に行っているというのが大きいのかなというふうに思いますし、中学校３年生でこれだけ減っているというのは、部活もやっているから、なかなか平日勉強時間が取れないということの反映なのかなと思うんで、決して勉強の意欲が下がっているというわけじゃないとは思うんですよね。ただ、小学校でやっぱり受験がありますから塾に行くと。かな

り塾はどうしたってお金がかかるわけですよね。やっぱり財政的に大変なご家庭というのはなかなか塾に通わすことができないという面では、先ほど白川委員がおっしゃったとおり、学校の学びの場でそうした講習を呼ぶなりして手当をするとか、あとは例えば塾代を何らか支援していくとか、そういったことも必要だと思うんですけれども、そこについてのお考えをお聞かせください。
〇上原指導課長　先ほどお話ししたとおり、学校でしっかり学びの場という、学びを支援していくというのは、当然それぞれの個々の苦手だとか課題がありますので、そこに応じたしっかり指導というところは必要かなと思っております。その際、教員の専門性等も生かしていくというのも一つ大事な視点か、担任が必ずやっていくわけじゃなくて、専門教科をそれぞれ持っていますので、小学校であっても。そういった専門性のある教員が実際に個別指導をしていくことで伸びていくというところも一つ例として考えられるかなというふうに思っております。塾は……
〇小川子ども部長　塾代の支援に関して言えば、先ほど委員からもお話があったような、学校の中に例えば招聘してやるということは可能性としてはあり得るかとは思いますけれども、費用そのものを補助するというのは、やはり教育委員会が行っていることに費用を費やすのは可能でありますけれども、それの外になってしまいますので、困難かというふうに考えております。
〇牛尾委員　ぜひどういう方法があるのかいろいろ検討していただければと思います。いま一つちょっと矛盾する話ではあるんだけれども、やはり子どもにとってやっぱり睡眠時間が少ないというのはやっぱり成長にとっても大きな問題になっていきます。これだけ私もたまに夜子どもが遅く帰ってくる、暗い中ね。そうしたことを見ますけれども、やはりしっかりと十分な睡眠を取れというのは学校からも言われていますんで、勉強もしなければいけないけれども、しっかり睡眠時間を取るということも学校教育を通じて保護者、子どもたちに伝えていくということはやっていただきたいなと思います。いかがですか。
〇上原指導課長　まさにそのとおりでございます。先ほど生活習慣チェックシートなんかも活用しながらとお話ししたとおり、やっぱりご家庭との協働というところは大事ですし、学校側からの発信というところも非常に大事かと思いますので、それは引き続き繰り返してやっていきたいと思います。
〇池田委員長　えごし副委員長。
〇えごし副委員長　すみません。私、１点だけ、資料の４－３の達成度調査のところなんですが、例えばこれ理科のところだと、中学３年生というところの部分で見ると、令和５年度、６年度、７年度でだんだん上がってきているなというのはあるんですけれども、これ実際結構大事なのが、例えば中学１年生のときの令和５年度の子どもたちは、これ、次、中学２年生だと令和６年度なんですよね。次、中学３年生になると令和７年度になるということになると、やっぱり教育って、何というんですかね、積み重ねなので、中学１年生のときに５０％ほど達成率があった子どもたちが、だんだん２年生、３年生、まあ２年生でちょっと４６.８、３年生で４８でちょっと上がっていますけど、やっぱりちょっと達成度がだんだん落ちてきているという部分も少し検討するところはあるのかなと思っています。なので、学年ごとというこの資料としては、そういう意味では中学１年生の子が３年生に上がっていくにつれてどう変わってきているかというところもまた考えつつ、そう

いう授業の内容とかも含めて検討いただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。
○上原指導課長　今回お示しした資料ですけども、同一学年というところですが、当然同一集団の経年というところは各学校で把握しているところです。先ほど申し上げました授業改善シートも同一集団としてどのように変わっていったとか、個々に見てもどう変わっていったとか、そういったところは各学校でしっかり分析はしているところですので、今おっしゃったようなところの時点というのは、こちらとしても学校とも連携しながら大事な視点として今後授業にしっかり生かしていきたいというふうに思います。
○池田委員長　小枝委員。
○小枝委員　１点だけ。今のところなんですけれども、千代田区って、ちょっと学びの多様化に関わっちゃうんだけど、科学ルームとか科学研究所とか、そういう、何というのかな、子どもたちが学校を超えて、共に学ぶ科学教室みたいなのがあったんですよね。なかなか学校レベルで実験とかできないじゃないですか。そういうのって今ちゃんと補習されているのかなというのが、この間文京区ではやっていたんですね。どうなんでしょうか。
○上原指導課長　本年度も科学教育センターとして、土曜日ですけれども実施しているところです。５０名ほどの子どもたちが参加しております。
○小枝委員　ちなみにそれはどこでどういう募集の仕方でやっているんですか。小中どちらですか。
○上原指導課長　小学校５年生を対象にしまして、大妻女子大の教授とか、先生方のサポートを受けながら実施しているところでございます。
○池田委員長　はい。ほかはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長　はい。それでは、（４）令和７年度学力調査についての質疑を終了いたします。
　暫時休憩します。

午後０時１６分休憩
午後１時１８分再開

○池田委員長　それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
　報告事項を続けます。（５）九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について、理事者からの説明を求めます。
○大塚九段中等教育学校経営企画室長　それでは、九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について、教育委員会資料５に基づきご報告させていただきます。
　九段中等教育学校では、令和８年度から週５日制、土曜日授業廃止等の実施に向けた検討を進めているところでございます。現在までの検討状況等についてご報告をさせていただきます。
　項番１、目的でございます。１番目に生徒の安全・健康と活用時間の確保。②といたしまして学校教育法の遵守。③といたしまして教職員の働き方改革を実現するために行うものでございますが、公教育における週５日制は、学校教育法施行令に基づき２００２年度、平成１４年から「完全学校週５日制」として全国的に実施されてきており、本校においても教育の質を維持しながら、生徒の健全な発達を促す環境づくりをめざし、週５日制を実施するものでございます。

項番２、主な内容でございます。まず１点目が、土曜日の授業を平日７限目に割振り、１日の授業を４５分７時間とし、年間及び週当たりの授業時間を確保しながら、週５日制とする方法。

２点目として、部活動、委員会活動等の時間についての見直しを図るものでございます。

３、周知でございます。本年、令和７年の４月１２、１９日、各学年の保護者会において学校長より令和８年度から週５日制の実施に向けた検討を進めてまいることを報告しております。１学年につきましては、入学式直後の保護者会だったために少し期間が遅くなってしまいましたが、１１月に説明しているところでございます。７月１９日に校務システム「ツムギノ」で保護者宛て検討状況の通知を配信したところでございます。ご意見やご質問は副校長が窓口になり対応している旨を明記いたしました。

１０月６日後期始業式において、学校長より全生徒に対して令和８年度より週５日制の実施を予定していることを告知するとともに、その旨を再度保護者宛て「ツムギノ」で配信いたしました。

１０月３１日には第２回学校経営評議会で「土曜授業等のあり方検討について」報告をさせていただいております。

項番４、今後のスケジュールでございますが、１２月２４日、年内の授業終了日に令和８年度から週５日制の実施内容、時程を中心に全校集会で説明するとともに、同日１６時より体育館において臨時保護者会として保護者説明会を開催する予定としております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いします。

〇池田委員長　はい。説明が終わりました。前回の委員会で、こちらはその他の部分でおのでら委員が確認をされた事案になっております。

委員からの質疑を受けます。

〇おのでら委員　ご説明いただきありがとうございました。１２月２４日に臨時で保護者会が行われるというその中で説明があるということで安心をいたしました。

ちょっと幾つか確認させていただきたくて、１学年は１１月２９日というかなり遅くなってしまったと思うんですけど、それ以外にやる機会というのはなかったんでしょうか。

〇大塚九段中等教育学校経営企画室長　こちらにつきましては、本当に１学年の保護者の皆様にはおわび申し上げて説明したところでございますけれども、タイミングをちょっと大変申し訳ないんですけれども外してしまったということで、ただ、その際に特に異を唱えるといったような意見はなかったというふうに伺っております。

〇おのでら委員　あと7月１９日、１０月６日で「ツムギノ」において配信をされたという中で、副校長が問合せ対応をするという内容であったと思うんですけど、これまでに問合せというのはどれくらいあったかというところと、内容と、あとそれ以外にも何かしら区に寄せられた意見ですとか、そういったものというのはあるんでしょうか。

〇大塚九段中等教育学校経営企画室長　７月１９日以降、副校長が相談窓口になって常時対応する体制を取っておりますけれども、直接保護者の方からのお問い合わせは１件でございます。実際にいつから実施されていくのか、それから時程の関係のご質問でございました。どういった時間割、それから放課後の活動はどうなるのかといったところですね。その時点で予定している内容を副校長からお答えをさせていただいているというところでございます。学校に対しての保護者からのお問い合わせは以上でございます。

〇おのでら委員　今回、土曜日の授業がなくなるということで、かなり生徒への影響というのは大きいものだと思うんですね。塾であったりとか、あるいは習い事、部活であったりとか、そういったところがかなり大きな影響が出ると思いますので、ぜひ１２月２４日の保護者会でしっかりとご説明いただいて、出てくる意見によっては実施内容というのも変わる余地があるというふうに考えていてよろしいんでしょうか。
〇大塚九段中等教育学校経営企画室長　週５日制にするという方針自体は変わることはございませんが、やはり保護者説明の際に寄せられた意見、これは十分に学校としても受け止めて、考慮できる部分については、まだ確定をしているわけではないので、内容では一部見直しの中にそういったご意見を加えることも可能ではないかと思っております。
〇池田委員長　牛尾委員。
〇牛尾委員　まず、これ、授業を４５分間にすると。指導要領ではたしか５０分ですよね、中学校はね。だから、５分間短くなるということでよろしいんですか。それとも、授業時間の４５分は変わらないということなんですか。
〇上原指導課長　１単位時間５０分という計算なので、４５分で実施するというと１０分の９というようなカウントになるので、年間の総授業時数としてしっかり確保できていればそれは問題ないというところでございます。
〇牛尾委員　一つの授業が５分短くなると。５分ですから５分でどれだけできるのかというのはあるんだけれども、５分削られることによって、各教科の授業に取りあえず影響はないというふうに考えていらっしゃるということでよろしいんですか。
〇上原指導課長　影響はございません。４５分の中で十分授業を組み立てられるものがございますし、場合によっては４５分を二つ組み合わせて９０分という授業も考えられるところですので、その辺りの時間の中でしっかり学ぶべきところ、指導するべきところは指導するというところで、指導計画等こちらも確認しながらしっかり進めていきたいというふうに思います。
〇牛尾委員　あと、区立の小学校とか、あと一橋中、麹町中、月１回ですか、土曜授業をやっていますよね。例えば土曜授業を全部なくすんじゃなくて、例えば月１にしようとか、そういった検討というのはされなかったんですか。
〇大塚九段中等教育学校経営企画室長　全く土曜日授業をなくすということではございませんで、今、検討しているところでは、公開授業等、そういったものは年間で三、四日程度は実施するという方向で今検討している。それから、ご案内のとおり、学校行事でございます。例えば文化祭に当たる九段祭ですとか、そういったものは土曜日に開催することも考えております。現在のところ年間で土曜日開講することは１０日を最大限で検討を進めているところでございます。
〇牛尾委員　分かりました。じゃあ安心しました。例えば学校公開とか、平日はなかなか保護者の方が参加できないから、やっぱり土曜日に学校公開してそこに自由に見に来るという保護者がいらっしゃるんで、年間それぐらいの授業を検討しているというんであれば安心しました。
　以上です。
〇大塚九段中等教育学校経営企画室長　ただいまのご質問も踏まえまして、年間教育課程しっかりと内容を固めていきたいと考えます。よろしくお願いします。

○池田委員長　小枝委員。
○小枝委員　こちらの資料に１０月３１日学校経営評議会で「土曜授業のあり方検討について」報告と書いてありますが、ここではどんな質疑があったのか。それから、学校経営評議会の今現在どういうメンバーが所属されているのか、その構成を教えてください。
○大塚九段中等教育学校経営企画室長　まず、こちらの学校経営評議会のメンバーでございますが、学識経験者、大学教授等ですね。それから地域の代表の方、連合町会長さん、それから地域担当の青少年委員さん、それから小学校長会から１人、校長先生に参画いただいている。そして教育委員会からは教育担当部長、子ども総務課長、指導課長、指導主事、そして学校サイドは校長、それから前期、後期の副校長、そして、私、経営企画室長、こういったところがメンバーとなって学校の主に経営方針等についてご意見を頂いているという、諮問機関のような位置づけになっております。
○小枝委員　気になったのは、ちょっとぎりぎりの開催での議論になっているなということ、今答弁がなかったんだけど、どんな議論があったんですかということね。あと、ＰＴＡの代表がこの学校経営評議会に入っていないのかなというのがちょっと気になります。
○大塚九段中等教育学校経営企画室長　大変失礼しました。九段ＰＡの会長もメンバーに入ってございます。それから、同窓会のほうからも委員に参画いただいております。この学校経営評議会での主な意見ですけども、まず、ほとんど都内の公立学校においては土曜日授業をもう既に行っていない。また行っているとしてもこれは全国的に縮小していっているところで、九段中等もそういった見直しが行われるというのは遅いぐらいだという意見がありました。それから、保護者の中にも様々な意見がある。賛否あると思いますので、そこはしっかりと、生徒、保護者には十分な説明をしていくようにといった意見などが寄せられております。それについては学校といたしましてもそういったご意見をしっかりと受け止め、踏まえまして、実施に向けて検討を進めていくということでございます。
○小枝委員　分かりました。まあ、ほかもやっているし、そうだ、当然だよねと、働き方改革だよねと。ただ一方で、私立なんかは、そういった、土曜日もやっているよというのが売りであったりとかいうこともあるんでしょう。そうすると、先生方の負担にならないような、何というんですかね、やり方というようなことも今後の工夫と議論の中に入ってくるということでよろしいんでしょうかね。
○大塚九段中等教育学校経営企画室長　ご指摘のとおりでございます。まず教職員のほうは今回の週５日制において、やはりメリット、デメリットがございます。いかにデメリットを抑えてメリットを最大限に生かしていくか。そして生徒にとって一番、生徒がまず第一なので、そこを主眼に検討しております。かつやはり教職員の方も働き方改革ということで、無理のないように、そこは知恵を出して教職員一同工夫をして臨んでまいりたいと考えております。
○池田委員長　白川委員。
○白川委員　ゆとり教育の導入とともに、たしか週５日というのが普及したかと記憶しております。だから、２００２年ぐらいでしたかね、何度もその後も週６日復活の議論というのがなされていて、政府としては全く文科省としてはその動きはありませんが、いまだに何といいますか、あまりに週５日では平日の負担が大きいので土曜日を活用するという動きも出ているかと思うんですね。それで先生たちの負担をかけないというのは非常にい

いことなので、土曜日の活用みたいなのを先生たちを使わない形でできないかなというのが折衷案として考えられるかなというふうに思っております。

一つ気になるのは、要するになぜ週６日議論がまた出てきたかというと、最近、朝早く授業を始めるほど子どもたちの成績が悪いというデータがイギリスから出ていまして、何か追研究も出てきて、どうも早くから始めると子どもたちに負担が大きくて学力が落ちる傾向にあるという、試しに３０分ずらしたら学力が平均が高まったというのがありまして、どうも朝早くやるのはよくないよというのが分かってきたもんですから、何か朝早くやって早めに終わるみたいなのはどうもよくないのかなというふうに思っております。だから、要するに、週、それだったらもう、やっぱり６日に戻して、ゆっくりめにやったほうがいいよねというので、多分何度も議論が出ていると思います。それで、この動きをもちろん抑えろというつもりはないんですが、もし今後、土曜日の活用というのが可能であれば、ぜひ選択肢として残していただきたいなというふうに思います。そのときは塾なり予備校なりも活用できるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〇大塚九段中等教育学校経営企画室長　ただいまの白川委員のご指摘につきましては、まずもって来年度から週５日制を実施して、それによってどういった生徒たちに効果が出たのか、学校としてもしっかりと検証して臨んでまいりたいと思います。ですから、土曜日につきましてはなくなるということで、逆に一つ言えることは、部活動に午前中を充てられるということ、それから公欠になっていたんですけども、大会やイベント、運動部も文化部も、そういったことが土日に集中しておりますので、そういったところに参加が非常にできるといったところでございます。あと、そういった部活をやっていない生徒でも土日で集中して自分の課題研究に取り組めるといった、そういったメリットもございますので、今後さらに、白川委員ご指摘の土曜日の活用については、本校といたしましても研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇白川委員　ありがとうございます。私、ゆとり教育、当時から導入前から反対だったものですから、いろいろずっと調べていました。それで、ゆとり教育前とゆとり教育後で、要するにゆとり教育で成績が落ちたかどうかというのを一生懸命調べたんですが、ＯＥＣＤの結果で、落ちていなかったんですね。何で授業を減らして成績が落ちないのかというのをすごく調べたんですが、どうもその期間、教育費が非常に上がっていまして、家庭が教育にかけるお金が上がっていまして、要するに学校が頼りにならないから塾にみんな行かせたと。それで生徒たちは成績が伸びたというのが分かったもんですから、あ、だったら土曜日休みにしてもいいかなと思ったんですけど、でも考えてみると、それは塾に行ける生徒たちはいいんだけど、行けない生徒たちは恐らく下がっただろうというふうに思うんですね。そうすると、土曜日を休みにすると、いい塾に行ける生徒さんはたくさん伸びて、行けない生徒さんは、自習ができるぐらいの独立心があればいいんだけど、できなかったら２日間、恐らく無益に過ごすだろうということで、恐らく学力格差ができるというのは、もう、ほぼ間違いないと思うんですね。だからそれをどうやって避けるかというのだけぜひ考慮していただければなと思います。

〇大塚九段中等教育学校経営企画室長　本校でも生徒の状況様々ございます。やはり塾等に通っている生徒、また習い事をしている生徒、部活に励んでいる生徒、様々おりますが、学校としては誰一人取り残さず、ひとしく十分に学んでもらう。ソフト、ハード両面で環

境を常に整えるということで取り組んでおりますので、委員のご指摘も十分踏まえまして、今後も取組を進めてまいりたいと考えます。
〇池田委員長　はい。ほかはよろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
〇池田委員長　はい。それでは、（５）九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討についての質疑を終了いたします。
　以上で子ども部の報告を終わり、保健福祉部の報告に入ります。
　保健福祉部（１）千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）の概要について、理事者からの説明を求めます。
〇菊池地域保健課長　それでは、保健福祉部資料１に基づきまして、千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定素案の概要についてご説明申し上げます。
　本件につきましては、本年７月の本委員会におきまして計画の基本的な考え方や策定方針などについてご説明をさせていただいております。その後、庁内での検討や外部の有識者からのご意見を頂きまして、今般改定素案に至りましたので、ご説明申し上げるものでございます。
　まず、資料１、項番１、ご覧ください。本計画策定の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症対応において積み重ねてきた知見・経験を生かし、その対策を具体化するため、平成２６年に策定いたしました千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するものでございます。
　項番２、目的としまして、（１）新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護と（２）区民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を掲げております。
　項番飛びまして５番になりますが、これまでの検討経過でございます。庁内の関係課長で構成される検討会で二度の検討を重ねてまいりまして各部からの意見聴取を行っております。そして、１０月に、専門医や医師会、消防から成る対策医療連携会議の中で専門的立場からの知見を頂戴しまして、さらに１１月からは同様の計画を策定しております東京都から意見聴取を実施しております。
　では、項番の３、ご覧ください。概要をご説明いたします。ここで別紙の１－２をご覧ください。
　まず、スライドの１ページ目ですが、計画の柱立てでございます。計画の目的につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。そして本計画では三つの大きな方針を掲げております。一つ目が平時の備えということで人材育成、実践的な訓練や関係機関との情報共有に取り組むということです。
　二つ目が発生時の迅速な初動対応で、国や都、関係機関と連携しまして情報を速やかに収集・分析した上で、全庁一体となった初動体制を立ち上げることとしております。
　三つ目、区民生活・経済を守るバランスが取れた対策ということで、まん延防止の取組を適切に実施しつつ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策を講じていくこととしております。
　スライドの２ページ目をご覧ください。計画改定のポイントでございます。
　①初の抜本改定ということで、平成２６年に策定されましたものの、その後の初の改定となっております。②としまして、新型インフルや新型コロナ以外の未知の呼吸器感染症

も念頭にした計画で、③柔軟かつ機動的な対策を取るものとしております。これに伴いまして、④発生段階の考え方を、従来の６段階から、準備期、初動期、対応期という三つの段階に改めまして、⑤対策項目の充実を図っております。

次に、スライドの３ページ目になります。計画の構成になっております。第１部では、計画の基本的な考え方や発生段階の考え方などをお示ししております。ここで、第２部の本論につながるような事項を説明しております。その第２部では、対策を１３項目に分類いたしまして、それぞれに準備期、初動期、対応期の三つの段階に分けて具体的対応を記述しております。特に実施体制やまん延防止、双方向のリスクコミュニケーションなどについて記述を充実しております。そして第３部では、危機管理体制としての新型インフルエンザ等対策本部の設置について記載をしております。

続きまして、スライドの４ページでございます。先ほどご説明いたしました第２部の記述の構造と主要な取組事項を整理してお示ししております。少々細かい記述となっておりますので幾つか抜粋にてご説明をさせていただきます。

まず、第１章の部分ですが、実施体制の項目でございます。ここの表の左側の準備期の取組ですが、ここは研修・訓練等を通じた関係機関同士の連携強化をうたっております。

続きまして、第４章の部分で、こちらは表の真ん中になりますが、情報提供、共有、リスクコミュニケーションの項目でございます。ここにつきましては、新たな感染症の特徴や対策の的確な情報提供と共有というところをうたっております。

第７章の項目の対応期でございます。表の右側でございますが、こちらはワクチン項目の対応の取組となっております。こちらは迅速な接種体制の確保をうたっております。

大変恐縮でございますが、詳細につきましては、本日委員のみに参考資料としてお配りしております改定素案に記載がございますので、併せてご確認を頂ければと存じます。

再び恐れ入りますが資料の１にお戻りいただきまして、項番の６でございます。今後の予定でございます。本日の区議会での質疑、それから学識経験者、東京都からのご意見等を踏まえまして改定素案の修正を行います。そして第３回の庁内検討会で議論を行ってまいります。その後、改定案のパブリックコメントを年明けに実施し、その状況について３月の本常任委員会でご報告させていただく予定となっております。年度末に計画の策定完了を目指して進めてまいります。

ご説明は以上です。

〇池田委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。えごし副委員長。

〇えごし副委員長　すみません。少しお聞きしたいんですが、まず素案の３１ページにサーベイランスの項目があります。平時からしっかり感染症サーベイランスを行っていくということで、私もすごい大事だなと思っておりますけれども、国としてサーベイランスシステムというのがあって、医療機関から保健所に報告をもらってしっかりとサーベイランスしていくというのがありますけれども、今、全国では、例えばちょっと報告が遅延したりとか、内容の正確性がどうなんだみたいな、そういう課題もあったりはするんですが、千代田区としては、そういう意味では運用をどういうふうにされているのか、現状をお伺いできればと思います。

〇高木地域保健担当部長　感染症のサーベイランスでございますけれども、新型コロナの

パンデミックの際にＦＡＸで感染症の発生届が出されるために事務処理が滞ってしまって遅延したりですとか、そういった報道があったのもご記憶にあるかと思います。そういったことを受けまして、国として感染症法が改正されまして、今、感染症の発生届については電磁的な方法ということで、システム入力によるオンラインの提出ということが求められております。ただ、現状それが全ての医療機関に義務づけがされていないものですから、現状でもＦＡＸで送っていただいて、その後事務処理を行っているというような事例もございます。区でそういったことをできるだけ避けるためにオンラインによる提出をしていただけるように周知はしておりまして、今年度も６月に各区内医療機関に対してチラシをお配りするなどしたところでございますけども、引き続きそういったシステムでのオンライン提出が推進できるように取り組んでまいります。

〇えごし副委員長　区としてもしっかり報告していただけるよう取り組んでいただいているということで承知いたしました。

　あと１点だけ、３７ページの情報発信の考え方というところなんですけど、特に有事の際、様々な方法で情報を周知していくと思うんですけれども、千代田区として今年から例えば防災アプリとかも新しく使われるようになりました。例えば、本当に有事の際、様々やっぱり情報というのはあらゆるところから、またできればプッシュ型とか、しっかりと受け取れる仕組みというのも必要だなというふうに思っていまして、ＳＮＳ、区のホームページ、安心メールとかもありますけれども、そういう防災アプリとかも活用したりとか、あと子ども関係とか学校関係に関わることだったら、例えばすぐーるとかも使ってという形で、また情報発信の方法というのも、またさらに増やすというか、またしっかり考えていただきたいなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

〇菊池地域保健課長　防災アプリの情報の適用範囲につきましては、地震とそれから風水害等をまず念頭に置いてあるということで、現状のところ健康危機というところについてカバーしているというところではございませんが、本当の有事に当たっては、機能としまして情報発信をすることは可能というふうに伺っております。ですので、今後、災害対策とも連携を取りながら、情報提供の在り方を深めてまいりたいと考えております。

〇えごし副委員長　ありがとうございます。ほかの自治体ではそういう感染情報もやるというふうに、そういう防災関係アプリでですね、そういうところもあるので、ぜひ検討いただきたいと思いますし、また先ほどちょっと言ったすぐーるなど、そういうところでもまた発信できるよう検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇菊池地域保健課長　有事の情報発信の在り方につきましては、ホームページ、ＳＮＳ、そういったものに限らずいろいろな手段を考えていきたいと考えております。

〇池田委員長　はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇池田委員長　はい。それでは、（１）千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）の概要についての質疑を終了いたします。

　次に、（２）区内宿泊施設の現況について、理事者からの説明を求めます。

〇市川生活衛生課長　それでは、保健福祉部資料２、区内宿泊施設の現況について報告いたします。

　インバウンド需要の高まりを受け、近年、都市部の自治体では、民泊等の宿泊施設数の

増加に伴う、近隣住民からの生活環境悪化に関する苦情やトラブルが増加しております。平成３０年の規制改革により、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）制度の創設や、旅館業法の改正がなされ、１部屋からの小規模な旅館営業が可能となりました。区では、民泊および宿泊業それぞれに対しまして安直な施設が増えないよう区条例で規制を設け、区民の生活環境への影響を最小限に抑えるよう努めてきたところです。しかし当区においても、宿泊施設は増加傾向にあるため、その現況について報告いたします。

初めに、項番１、旅館業施設の現況について説明いたします。許可施設の推移のグラフをご覧ください。区内では平成２９年度から旅館数の急激な増加が見られており、特に新規施設において客室延べ床面積が２００平米未満の小規模施設が多数となっております。

次に、旅館業開業に関する相談件数の推移グラフをご覧ください。新規開業に向けた相談件数も令和５年以降急激に増加しております。

次に、裏面をご覧ください。項番２、民泊施設の状況について説明いたします。グラフは民泊施設数と相談件数の推移です。令和４年度以降、新規相談及び施設数は増加傾向にあり、今年度は新規相談が既に昨年度を上回る見込みです。特に家主が不在の管理者常駐型の民泊が増加しており、マンションや事務所ビルの１室を民泊にしたいという相談が増えております。

次に、項番３、区内宿泊施設の適正な運営に向けての区のこれまでの対応について説明いたします。

（１）運営状況の確認と指導監督についてです。民泊施設は住宅宿泊事業法に基づき、２か月に１回運営状況について報告を求め、運営状況を確認しています。不適切な運営が疑われる施設に対しましては現地調査を実施して確認しています。旅館施設につきましては、施設の調査や苦情対応の際に施設の運営状況も確認・指導しています。また、令和４年２月以降、継続的に条例で義務づけている従事者の常駐調査を実施しています。従事者が不在のまま営業している施設は小規模施設に多い傾向に見られます。調査の過程で違反が認められた施設に対しましては、口頭・文書による改善指導を実施しているところです。

次に、（２）違法民泊（無許可旅館業施設）へについての対応です。区民などから情報提供などや清掃事務所から区収集ごみに宿泊施設から排出されたと思われる事業系のごみが出ているとの情報提供に基づき、現地確認、インターネット宿泊サイトの調査や宿泊者と思われる方へのアンケート調査を実施して、施設や営業者を特定、摘発を行っているところです。特に営業者と連絡が取れるまで長期間の調査を要しており、摘発に難航する案件が増加しております。区といたしましては、こういった状況を踏まえ、区民生活環境の悪化を未然に防止するために早急に対策を図る必要があると考えております。

千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例と、千代田区旅館業法施行条例の改正を含む対応策について現在検討を進めているところでございます。区民の方にも広く意見を伺いながら至急取りまとめをしてまいりたいと考えております。

現況につきましては、報告は以上でございます。

〇池田委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〇おのでら委員　民泊施設の施設としては、令和７年度は４１件ということなんですけども、部屋数ですとどれくらいなんですか。

〇市川生活衛生課長　部屋数につきましては、一つの民泊施設の中に複数の部屋を持つと

ころもありますので、ちょっと現在は、集計は行っておりません。
○池田委員長　どうぞ、おのでら委員。
○おのでら委員　許可をするときに、その部屋数というのは、把握とか申請はないものなんですか。
○市川生活衛生課長　すみません。まず届出がある際に部屋数については把握しておりますけれども、例えば家主居住型の施設につきましては５部屋までという制限がございます。あと、管理者常駐型については基本的には部屋数の制限がないというのがありますので、現在、届出がある４１というのは、最低限その部屋数なんですけども、家主居住型のものにつきましては、一つの施設の中に複数部屋を持っていて泊める施設もあるので、そこについてはちょっと個別に集計値がないので今即答はできないという状況でございます。
○おのでら委員　項番２のところで管理者常駐型の民泊が増加しているということですので、そこはぜひ把握していただいて、４１だと、逆にちょっと少ない印象を受けたので、これがもしそれの１０倍だとか２０倍だとか、実際の増加はもっと大きいのであればちょっと印象も変わってくるので、そこはぜひ何か別の機会に教えていただければと思います。
　運営状況を確認した上で何らか違反が見られたところには口頭や文書による改善指導を行うというふうにあるんですけども、こちらの効果というのはどれほどなんでしょうか。それによって改善するものなのかどうか。
○市川生活衛生課長　先ほどの管理者常駐型についてなんですけれども、そこにつきましては、部屋数と届出数は一致しておりますので、管理者常駐型の場合は複数の、例えば一つのマンションとか建物の中に複数の部屋を持っていて管理者が１か所に常駐しているという施設がありますが、部屋ごとに届出が必要になりますので、それについてはおおむね正確に把握できているんですけれども、集計値は分かるんですが、家主居住型の場合には届出は一つなんですが、届出をした部屋の中に複数の部屋がある場合があっても届出が一つになるので、それでちょっと正確に数が出せないという意味でございます。ですので、ただ個別には何部屋という、どのくらいの数があるかについては、集計していないだけで把握はできておりますので、４１から物すごく多いというような状況ではございません。
　それから、苦情についてなんですけれども、苦情があった場合、まずは口頭注意を行いまして、口頭注意で改善がなされなかった場合は文書による注意というのを実施しております。大抵口頭注意をした段階で分かりましたということで改善はなされまして、それも確認するんですけれども、しばらくしてもう一回行くとまた何度か繰り返しているというような施設が散見しておりまして、その場合は文書注意、文書注意を何回も今繰り返している状況の施設というのがちらほらと出始めているという状況でございます。
○おのでら委員　ちょっとすみません。しつこくなってしまうんですけども、そうすると４１件の施設の数のうち、管理者常駐のものは何件あって、そこは部屋がどれくらいあるかということだけでも教えていただけないでしょうか。それ以外のところは最大５ということなので、大体の数のイメージができるようになると思うんですけども。
○市川生活衛生課長　少々お待ちください。
○池田委員長　休憩します。

午後１時５９分休憩
午後２時００分再開

○池田委員長　委員会を再開いたします。
　生活衛生課長。
○市川生活衛生課長　すみません。まず、家主居住型につきましては１０施設でございます。それから管理者常駐型が３０件、それから管理者駆けつけ型が１件でございます。
○池田委員長　おのでら委員。
○おのでら委員　そうすると、最大８１部屋ぐらいということなので、それほど多くないということが分かったと思います。
　文書による改善を求めてもなかなか難しいケースが散見されてきたと。改善されないケースが散見されたということは、今後どのように改善を求めていくかが大切なので、そこはしっかりお願いいたします。
　あと、次の違法民泊のところなんですけども、こちらの通報の件数と摘発の件数、こちらはいかがですか。２番のところで相談数としては９３あるんですけど、この中にも含まれたりするんでしょうか、それとは別。
○高木地域保健担当部長　数字については、ただいまちょっと確認中でございます。この９３というのは新規に民泊をやりたいという相談の件数ですので、苦情相談とはちょっと別のものでございまして、こちら増えてございますのは、新たにやりたいという方が昨年度を上回る勢いでいらっしゃっているというような状況をご報告したものでございます。
○市川生活衛生課長　ちょっとお待ちください。
○池田委員長　ちょっと休憩します。

午後２時０２分休憩
午後２時０３分再開

○池田委員長　委員会を再開いたします。
　生活衛生課長。
○市川生活衛生課長　お時間を頂きまして、申し訳ございません。
　まず、令和６年度の数字でございますけれども、苦情・通報・情報については１２件ございました。それで対象となった施設が１３件、それから調査に要した回数というのが７１件で、それで違法状態を確認したということで口頭指導を行ったところが６件で、文書による指導を行ったところが６件でございます。
○池田委員長　おのでら委員。
○おのでら委員　最後になりますけど、営業者の特定がなかなか難しい。連絡が取れないというふうに書いてあるんですけども、その理由としてはどこにあるんでしょうか。営業者の人が例えば海外にいる人なのか、日本人の方がやっていらっしゃるのか、その辺りはどのように分析されていますか。
○市川生活衛生課長　まず、違法民泊を疑う施設の場合、大抵がオートロックのマンションの中とかにありますので、まず、その中に職員が自由に入ることができませんから、まずは建物の所有者に話をした上で、協力をまず求める必要がございます。その次に、そこの該当する部屋について所有者が誰なのかということを突き止めていくんですが、実際に所有者と民泊を行っている者が必ずしも同じ人物でない場合というのも多々ございまして、ましてや所有者が海外にいるという事例もあります。そのような場合ですと、非常に特定するまでにちょっと時間がかかっているということで調査回数や何かも増えているのと、

あと一番問題なのは、そこに本当に宿泊者を泊めているかどうかということを特定することが非常に難しゅうございまして、実際にその部屋から出てきた方にインタビューを行って、いわゆる民泊施設として予約をして宿泊していたのかということを確認しなければいけないんですが、そのためにはそのインタビューをした方が宿泊者であるということを認めていただいた上で、例えば予約サイトや何かで実際に予約をした記録や何かを見せていただかないと確実に宿泊させたという情報が取れませんので、そういったことを地道に繰り返すのに非常に時間がかかっているという状況でございます。
○おのでら委員　特にインターネット宿泊サイトの調査ですね。日本語でない言語でのサイトにただ載っているという話も聞いているので、そこは何とか工夫してしっかりと見つけていただければと思います。白タクの取締りに似たようなところがあるのかなとも思うので、その辺りは警察とかと相談もして、ノウハウとかを蓄積していただいて、この辺りの取締りをしっかりやっていただくようにお願いいたします。いかがでしょうか。
○市川生活衛生課長　確かに海外の予約サイト、特に中国系の予約サイトか何かは、中国の国籍がある方じゃないと見られないサイトというのも実際ございますので、そういったところの調査というのはなかなか大変なんですけれども、英語、中国語が話せる職員を配置しておりますので、そういった職員がそういったサイトや何かの確認ですとか、宿泊者のインタビューや何かも地道にやりながら対応は進めてまいりたいと考えております。
○池田委員長　牛尾委員。
○牛尾委員　まず、この項番２の相談件数の９３件が民泊を新しくやりたいという相談だという話を聞きましたけれども、今後、区としては民泊の届出があった場合、基本的に、何というかな、合致していれば、ルールにのっとっていれば認めていくということでよろしいんですか、それともどこかで規制をかけるんですか。
○市川生活衛生課長　民泊の施設に関しましては許可ではなくて届出になりますので、届出要件を全て満たしてしまうと受理せざるを得ないという状況でございます。
○牛尾委員　ということは、今後もこの４１件がさらに、今、中国との関係が悪いからあれですけれども、今後それが改善してまたインバウンドが入ってきたとなった場合、区内の民泊というのは今後も増えていく予想になるということでよろしいんですかね。
○市川生活衛生課長　そのように考えております。
○牛尾委員　そうなると、やっぱり民泊については、ごみ出しの問題とか、しょっちゅう外国人の方が出入りするとか、かなりの苦情も私も数多く聞いていますけれども、そうしたところの対策というのはしっかりまずやっていただきたいと思うんですね。
　いま一つは、違法民泊の問題、これについてはなかなか先ほど取締りが厳しいという話がありましたけれども、私もここはどう考えても違法民泊だろうというマンションとかあります。そうした場合、確かに区が見て回るってわけにはいかないから、どうしたって住民の方とか、マンション管理者の方とかの通報になると思うんですけれども、そうした場合に、例えば旅行客って昼間来ないじゃないですか、大体夜じゃないですか。夜見ましたというふうに、少し調べてほしいと、例えば夜電話したりといった場合、受け付ける窓口というのはあるんですか。
○高木地域保健担当部長　先ほどご懸念いただいたように、今後民泊がまずどんどん増えていくということについては、私ども非常に先行き懸念しているところでございます。や

はりそういった現状を受けまして、今回、条例改正も含めて、今後民泊がどんどん制限なくできていくというような、これまでもかなり強い条例での規制をしてきたところで、その結果この件数に抑えられてきているということはございますけれども、そういった中でもやはり増えてきてしまっておりますので、今後、民泊がどんどん増えないような方向での規制強化が必要かなというふうに考えているところでございます。また、宿泊者、夜いらっしゃるというようなことで、夜間の相談窓口をというようなご質問につきましてですが、先ほど課長がご答弁申し上げたとおり、民泊も部屋の中まで入ってということは当然できませんので、夜間にお泊まりになった方も朝チェックアウトして出てこられる。そのタイミングを狙って私どもインタビューも含めて対応しているところでございます。なので、ちょっとご懸念のある施設につきましては、２４時間の窓口ということではございませんけれども、まず一報を生活衛生課に情報提供を頂きましたら、状況に応じて関係機関にも協力を求めながら対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。
○牛尾委員　その際、例えばここは違法民泊なんじゃないかという相談が来ました。宿泊されている方にインタビューをするとなると、何というかな、タイムラグというかな、どれぐらいの時間で朝何時に見に来るとか、そういったことは可能なのか、いかがですか。
○市川生活衛生課長　まず、違法民泊施設の疑いがあるという情報を頂きましたら、そのときから実際にいつ頃そういった旅行客を見かけたのかという時間をまず確認した上で、その時間に実際に出入りをしている人物がいたらその方にインタビューをしていくというふうにやっておりますので、なるべく早く調査をしているところではございますが、調査に行っても実際誰も人が出てこないと全く調査ができませんし、まず第一にはオートロックマンションの中に勝手に立ち入るということがなかなかできないというのがありますので、施設の所有者の調査と並行して、そういったインタビューや何かでもし運よく出入りしている旅行者らしい人が捕まれば、そこから一気に調査が進むというような、そういう状況でございます。
○池田委員長　ふかみ委員。
○ふかみ委員　関連かとは思いますが、初めこの資料を読ませていただいたときに、具体的にどちらの方向で、これを増やしたくないと思っているのか、うまくやっていきたいと思っているのか、はたまた本当に現状の報告だけなのか、どういった位置づけなんだろうと思いながらちょっと資料を読ませていただいていたんですけれども、お話を聞いた中で、適切な施設数に抑えていきたいという意図が裏にあるんだというのを読み取らせていただきました。その上でご質問なんですけども、今のお話、いろんな質疑、聞かせていただいていても、やはりまずはこの相談件数１４９の分解で、課題をしっかり理解することが非常に対策を検討するに当たって非常に重要なのかなと思っています。例えば、そのうち合法がどれぐらいで非合法がどのぐらい。合法のうち適正ではないもの、不正なもの、不適切なもので注意すべき点であるとか、それから対応するに当たって、対象者がユーザーの方なのか業者の方たちなのか、はたまた私たちがきちっと考えなきゃいけないことか、そういったものを共有していただけると、私たちが過剰に何かを恐れて不必要な風評みたいなものをつくるのではなく、きちっとした対応ができるのではないかなというふうに考えましたが、いかがでしょうか。
○市川生活衛生課長　まず、この相談件数につきましては、いろいろな相談を全部合わせ

たものですので、例えば本当に真面目に旅館業をやりたいという方もいれば、全く旅館業がどういう業種なのかということもよく分からないまま、ただ旅館をやりたいという人もいたり、あるいは住宅専用地域には旅館業は営業できないんですけれども、そういったところに関係なく空いたビルがあるので旅館をやりたいとか、あるいは民泊ができるのかという相談があって、民泊はできない地区であるということは、十分営業が一年中できない地域だからと、じゃあ旅館にしますとか、いろんな相談が混じっておりますので、ちょっと今個別の内容については集計は出していないんですけれども（発言する者あり）圧倒的に相談については事業者と思われる方からの相談が多いというのが現状でございます。
〇池田委員長　地域保健担当部長。
〇高木地域保健担当部長　少々補足をさせていただきます。
　ただいまの件数でございますが、できるかできないか、できないところにやりたいという相談も含めてということで課長がご答弁申し上げましたが、いずれにせよ、ここに上がっている相談件数は、違法にというよりは合法に何らか考えたいということですので、いわゆる今問題になっている違法民泊などはそもそも区のほうには相談が来ていないということで、勝手に知らないうちにやっているというようなことですので、何らか法にのっとった形で考えたいというような相談の合計だというふうにお考えいただければと思います。
〇ふかみ委員　ありがとうございます。本当に健全に経済活動をしていきたいと考えていらっしゃる方もたくさんおられると思いますので、フィードバック、真摯に捉えながら健全に区内の宿泊施設の運営ができるようにしていただきたいと思います。
〇市川生活衛生課長　ありがとうございます。区といたしましても、適正な旅館業の運営、特に周辺区民に悪影響を与えるような営業はしないように、これからも監視ですとか指導や何かには努めていきたいと考えております。
〇池田委員長　小枝委員。
〇小枝委員　１点だけ、短く。
　届出一覧４１件を見ると、ほとんど神田というか、全部神田という感じなんですね。で、たしかあの条例をつくったときに、あちらの、何ていうんですか、山の手のほうは規制を少し強めたということもある。神田の、結局これは一つの空き家対策みたいになっている部分もあるのかなというんで、これから千代田区はその空き家問題、まあ、ここでは答弁不能かもしれないけれども、取り組んでいくということもあるので、空いているから民泊にして、少しでもというふうな人に対して、もう少し分かりやすく、何ていうんですかね、今日、今年、新年度予算の中でだと思うんですけども、空き家を居住のために使っていこうという、こっちにシフトしていくといいなと。これはちょっと質問じゃないので、意見。
　で、山の手のほうが少し、もう、ちょっと忘れちゃったんですけど、私もあのときは条例案、対案も出して、もう少し規制強化をしたらどうかというようなことを言ったことがありましたけれども、基本的に神田のほうは、それも、もうちょっといいんじゃないかということで、一つの経済活動として認めていった経過があると思うんです。現実、山の手の、要するに番町、麹町、あちらのほうで、ないという状況を考えると、少しその辺の手だてというのも、ヒントがあるんじゃないかという感じがしたんですけども、ちょっとその辺は、まあ、これからでしょうが、どうなんでしょうか。
〇市川生活衛生課長　まず麹町地域が少ないというのは、文教地域に該当したり、学校が

多くございますので、そういった地域については、もともと家主居住型の施設ですとか、家主不在型についても、基本的には平日は――すみません。日曜の正午から午後も、できない場所というところが大部分ですので、麹町地域については、一部民泊を運営していた施設もあったんですけれども、現在はほとんどないと。あるのは有楽町に１軒だけというような状況になっております。

ただ、一方、神田は、学校施設や何かもあまりないところが比較的ありますので、特に東神田ですとか、そういった、×××（４文字削除）と言うと語弊がありますけれども、学校が少ないところについてはちょっと多く届けが出ているという状況でございます。

〇池田委員長　はい。生活衛生課長。

〇市川生活衛生課長　すみません。先ほどちょっと不適切な発言がありましたので、おわびして訂正したいと思います。申し訳ございませんでした。（発言する者あり）

〇池田委員長　はい。ほか、よろしいですか。

〇白川委員　民泊については、いろいろ、実は調べていまして、やっぱり許可制にしないといけないのかな、最終的には。と思っております。私の調べた例ですと、空き家になった一軒家を中国在住の中国人が買い上げて、こちらにいる中国人が運営しているということがありました。で、そのときに、要するに一軒家を買おうとしていた人がいたんだけれども、その中国の人に買われたんで、そこの開発ができなくなったということらしいんですね。そうなると、まちの開発にもちょっと支障が出始めるなというふうに思いまして、ある程度、もう事前許可みたいなことをしていかないと、ちょっとまちが荒れるなというか、開発にもちょっと足かせになるなという不安があります。

もう一つはマンション型の民泊なんですが、これはもう、ファミリー型についてはできるだけ避けたいなというふうに思いますので、理事会がある、理事会が生きているところは、もう民泊禁止というふうにするべきではないかと思います。それはごみ出しのルールとかなんとかというのがもう、今、問題になっていますんで、そうすると、よそから来た、特に外国人の方というのは日本のごみ出しルールなんて知っているわけないので、そうなると、やっぱりそのファミリー向けマンションには民泊というのは向かないと。そうなると、我々の指導として、理事会に対して民泊はできるだけ禁止にしていただけませんかということはできるのかなと思います。少なくとも新築に関しては、こちらの要請として、民泊はできるだけ入れないというルールをつくってくださいということは指導すべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〇市川生活衛生課長　まず民泊につきましては、まず一つは、必ず住宅として使用されてきた実績がないと、民泊としての届出ができませんので、純粋な新築の場合は、少なくとも３か月間は住宅として入居者を募集している、あるいは入居した実績がある、そういったところでないと、まず民泊施設ができません。それから、あと集合住宅の場合は、管理組合の同意がないと、そもそも民泊としての届出ができない制度になっておりますので、必ず民泊をする場合には、管理組合などから民泊について許可をもらっておくという必要がございます。

〇池田委員長　地域保健担当部長。

〇高木地域保健担当部長　すみません。多少補足をさせていただきます。

民泊について、許可制であるべきではないかというようなお話を頂戴したところでござ

いますが、法の立てつけとして届出制の制度になっている中で、区としても従来からまた、今回、条例で民泊について規定をというようなことで考えてはございますけれども、その法の趣旨というか、そういうのを全く無視したような形での届出だけど、区は許可なんだというような、そこまではちょっと対応ができないところでございまして、なので、基本のその法の立てつけの枠組みを損なわない形で、どこまで区としてできるかというところで検討させていただいているところでございますので、ご理解いただければと思います。
○池田委員長　白川委員。
○白川委員　でも、今、現実として、都が決めている、平日は営業できないとか、基本的に住み込みでなければならないというのは、あ、文教地区と住宅地区に関しては基本として決まっていて、その上乗せをしている区というのが幾つかありますよね。それはできるわけですよね。
○市川生活衛生課長　住宅宿泊事業法の１８条に、自治体が条例を定めることができることについての記述がございまして、生活環境の悪化を防止するために必要があるときは、政令で定める基準に従って条例で定めるところにより、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。これは区域を定めて制限することができるというのがありますので、そこを根拠に今は千代田区でも条例で規制をしているという内容になります。
○白川委員　私も、そこは別に曲げなくてもいいと思うんですが、最初に例を出したのは、要するにある一軒家を買って、そこの周りの土地はもう買収ができていたと。そこがあることによって再開発がしにくくなったという例があるんですね。で、そのオーナーが中国にいる中国人なんで、交渉が難しいんですね。そうなると、中国、まあ、中国に限らなくて、外国にいる方の土地取得、かつ、それが民泊であるというと、かなり今後禍根を残すかなと思うんですね。そうなると、やっぱり住宅開発に関して、それは阻害要因になるので、できれば国内の所有者なりを優先するみたいなことはやってもいいのかなと思うんですが、いかがですか。（発言する者あり）
　あ、それはそうで、ごめんなさい、もう一つ、すみません。これも言わないといけないですね。高市政権が今後土地買収に関しては国籍も一緒に見ていくということを計画としてやっていますんで、それが決まった暁には、という前提です。ごめんなさい。言い忘れていました。
○高木地域保健担当部長　現在は、住宅宿泊事業においても、届出者の国籍を把握するような仕組みにはなってございませんで、明らかに外国人が所有者であるというような確認は、区としても取れていない状況でございます。国としても、今後そういった外国人の土地取得についても規制していくような方向で検討中ということでございますので、そういった動きを見ながら、住宅宿泊事業の中でどこまで対応できるか、区のほうも動きを注視してまいりたいと存じます。
○池田委員長　はい。
　ほかはよろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　はい。それでは、（２）区内宿泊施設の現況についての質疑を終了いたします。
　以上で、日程の２、報告事項を終わります。

次に、日程の３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長　はい。執行機関から何かございますか。

○加藤子ども総務課長　区有施設におけるたこ揚げの実施について、報告のほうをさせていただきます。口頭にて報告させていただきます。

来年１月１日から４日の期間、千代田区の子どもたちに日本の伝統的な遊びであるたこ揚げを体験できる場所として、一部の区有施設を開放してまいります。対象者は小学生以下のお子様と保護者の方々としまして、時間帯は１０時から１５時まで。安全に遊んでいただくために警備員が常駐いたします。

なお、場所につきまして現在調整中のため、詳細が決まり次第、区のホームページやＳＮＳで周知をしてまいります。

報告は以上です。

○池田委員長　はい。この件に関して、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長　はい。

ほかにございますか。

○加藤教育政策担当課長　それでは、給付型奨学金事業に係る奨学生の候補者の決定につきまして、口頭にて報告させていただきます。

本年度の新規事業でございます給付型奨学金事業につきまして、候補者が１０名、決定いたしました。本事業は子どもたちの学びたいという気持ちを力強く支え、将来、社会で活躍する、優秀な人材の育成を目的としております。本年度１４名の方からご申請を頂き、筆記試験、面接を実施した後、最終候補者として１０名の方々を決定いたしました。

今後は、大学への入試試験の結果を待ち、結果として入学が決定した後に奨学金の支給をしてまいりたいと存じます。

私からの報告は以上です。

○池田委員長　はい。説明が終わりました。この件に関して、質問はございますか。

○おのでら委員　１０名、候補者が決まったということですけども、応募したのが１４名しかいなかったのは意外にも少ないなという印象なんですが、その理由はどのようにお考えでしょうか。

○加藤教育政策担当課長　まず、今回、学力を相当重視して見ておりまして、そちらの内申点が４.０以上にさせていただきましたので、なかなか難しかったのかなといったところは想定はしておりましたが、ここまでというのは、ちょっと思っていなかったところではございます。

○おのでら委員　はい。その４.０というのをクリアする方の中から１０名選ばれたということだったので、そこはよろしかったと思います。というのも、奨学金制度によっては、最高が１０人出ると。１０名まで奨学金を出しますよ。ただ、その基準に満たない方というのが、満たない方が多かった場合には、もう、例えば８名しか出さないとか７名しか出さないとか、いろいろ勘案した上でそういうふうに減らすことも可能だと思うんですけど

も、今後はいかがですか。その１０名、しっかり全員に出していくのか、それともそういう基準によるのか、それとも、もともと基準が厳しいから、もうそこは全く問題ないですよということなのか、その辺りのお考えをお聞かせください。
○加藤教育政策担当課長　基本的には、今回の基準は、今後も変えるつもりはございません。あくまでも基準の中に入っている方々を対象にして、奨学金の方の支給のほうをさせていただきたいと考えております。
○池田委員長　牛尾委員。
○牛尾委員　１０名決まったということで、今後、大学入試に臨んでいくということですけれども、仮に大学入試に残念ながら合格できなかったといった場合は、これが例えば１人だったら９名になる、２人いたら８名になるということなんですか。
○加藤教育政策担当課長　はい。ご指摘のとおりです。
○牛尾委員　結局、１４名がね、内申点４.０って、高い学力を持った方が応募されたということで、例えば次点とか、そういったのは設けないのか。
○加藤教育政策担当課長　はい、設けないです。
○池田委員長　はい。よろしいですか、この件は。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　はい。
　ほかにご報告はありますか。
○山﨑子育て推進課長　はい。私のほうから、物価高対応子育て応援手当に関する情報提供でございます。
　国は、物価高対応として子育て世帯の支援を行うため、児童１人につき２万円を、物価高対応子育て応援手当として支給することを盛り込んだ補正予算案を閣議決定したとの情報提供を受けました。国としては、今後、準備ができた自治体からできるだけ速やかに支給を開始していただくことを想定しているというところでございます。
　また、支給対象者は、支給対象児童に係る児童手当の受給者または受給相当の者とのことです。区としましても、国の説明会などを受け、今後、スケジュール等、詳細を決めてまいります。
　以上でございます。
○池田委員長　はい。説明が終わりました。この件に関し、質問はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　はい。ありがとうございます。
　以上で、日程の３、その他を終わります。
　最後に、日程の４、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○池田委員長　はい。ありがとうございます。
　それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。
午後２時３３分閉会